資料３－２

新経済・財政再生計画
改革工程表 2022

令和４年 12 月 22 日
経済財政諮問会議

（目次）

１．社会保障 …… 04
- １－１ 医療・介護分野における DX の推進 …… 07
- １－２ 予防・健康づくりの推進 …… 12
- １－３ 多様な就労・社会参加 …… 25
- １－４ 医療・福祉サービス改革 …… 27
- １－５ 給付と負担の見直し …… 46
- １－６ 再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進50

２．社会資本整備等 …… 58
- ２－１ 公共投資における効率化・重点化と担い手確保 61
- ２－２ ＰＰＰ／ＰＦＩの推進 …… 69
- ２－３ 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり 73

３．地方行財政改革等 …… 87
- ３－１ 持続可能な地方行財政基盤の構築 …… 90
- ３－２ デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化 …… 102

４．文教・科学技術 …… 105
- ４－１ 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と 教育の質の向上 …… 108
- ４－２ イノベーションによる歳出効率化等 …… 119
- ４－３ 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展 …… 123
- ４－４ 官民一体となった文化の振興 …… 125

５．歳出改革等に向けた取組の加速・拡大 … 127
- ５－１ 先進・優良事例の横展開 （含む業務イノベーション） …… 128
- ５－２ インセンティブ改革（頑張る系等） …… 129
- ５－３ 見える化 …… 131
- ５－４ 公的サービスの産業化 …… 132
- ５－５ 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革 … 133
- ５－６ 公共調達の改革 …… 135
- ５－７ 多年度にわたる基金事業の PDCA 強化 …… 136
- ５－８ その他 …… 137

別冊１：新たな拡充を要する政策課題（防衛・ＧＸ・こども）の新経済・財政再生計画改革工程表 2022

別冊２：マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ

（注記）

〇政策目標：

取組を体系的に整理するため、「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項を大括りし、経済、財政、国民生活の質等に着目した政策目標を設定している。

ただし、政策目標は、その下に整理された改革事項のみを実施することで達成されるものではない。

〇ＫＰＩ：

各階層のＫＰＩについては以下のとおり。

第２階層・・・各取組事項の実施による成果を測定するための指標（アウトカム指標）

第１階層・・・各取組事項の進捗状況を測定するための指標（アウトプット指標）

〇工程：

「工程」には、改革工程表 2021 の各施策及び骨太方針 2022 のうち経済・財政一体改革の主要分野に該当する各施策について、具体的取組と所管府省等に加えて、取組の具体的な実施時期を右向きの矢印で記載している。なお、実施時期の欄は、23 は 2023 年度まで、24 は 2024 年度、25 は 2025 年度をそれぞれ示している。

取組の動きを明示する観点から、経常的な取組や、複数年にわたり実施される取組のうち実施時期に年限がないものについては、取組の実施時期すべてに→を記載した上で、「2026 年度以降も継続的に実施」等の注記を行い、2025 年までの取組と区別している。

全体総括

「骨太方針2022」を踏まえて新たな施策の盛り込みや全体構成の見直しを行って新たな「改革工程表2022」を取りまとめ。様々な分野でのＤＸやＥＢＰＭの推進、事業の性質に応じた基金の活用、関係府省庁の連携によるマイナンバーの利活用の拡大等は確実に前進。新たに拡充を図ることとされている政策分野（防衛、ＧＸ、こども政策）のＰＤＣＡ構築に着手。経済・財政一体改革に係る取組の約８割は着実な実施を確認（※）。ＫＰＩ等の目標との結びつきの強化が重要。

社会保障	一人当たり介護の地域差縮減や国保の法定外繰入等の額の縮小は進展したものの、一人当たり医療費の地域差縮減は進捗が見られないことを踏まえ、保険者協議会の連携強化などを行い、医療資源の投入量に地域差がある医療について、地域ごとに都道府県、医療関係者、保険者などが把握・検討し、これを踏まえて必要な適正化に向けた取組を進める。また、新たな課題として「医療・介護分野のＤＸ」の一層の推進を図ることが必要。
社会資本整備等	社会資本整備等分野においては、ＰＰＰ／ＰＦＩの事業規模目標を前倒しで上回ったことを始め、全体的にＫＰＩ値の上昇がみられる一方、インフラ維持管理における予防保全型の老朽化対策や新技術の導入促進、不動産ＩＤの活用等の総合的な推進、ＰＰＰ／ＰＦＩの更なる推進等について一層の取組が必要。
地方行財政改革等	地方行財政分野等においては、自治体等における業務・経営改革や見える化、広域化・共同化、デジタル化等により、自治体の歳出効率化に向けた取組は進展している一方、地方創生臨時交付金事業の見える化や自治体業務の効率化等について一層の取組が必要。
文教科学技術	文教・科学技術分野においては、ＧＩＧＡスクール構想について、義務教育段階の児童生徒１人１台端末整備の実現などＩＣＴ環境整備は進展したが、利活用の日常化に向けた一層の取組が必要。若手研究者への経済的支援は進みつつあるが、研究時間の確保に向けた重点的な取組が必要。

※骨太方針2018に基づく基盤強化期間（2019-2021年度）が終了したことを踏まえ、取組等の進捗を評価（工程化した569項目）。

１．社会保障

社会保障

【政策目標】

① 医療・介護分野でのＤＸ推進によるサービスの効率化・質の向上、最適な医療・介護実現のための基盤整備
② 予防・健康づくりの推進や高齢者の就業・社会参加に向けた健康寿命の延伸
③ 被用者保険の適用拡大等の検討や高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境整備
④ 地域医療構想の推進、テクノロジーの徹底活用等によるサービスの生産性・質の向上と一人当たり医療費・介護費の地域差縮減等
⑤ 保険給付の効率的な提供や自助、共助、公助の範囲の見直し

○医療・介護分野におけるＤＸの推進、データベースの整備：医療・介護分野でのＤＸを通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療・介護の向上を図る観点から、既存項目の組換とともに、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化等、診療報酬改定ＤＸ等の新規項目を追加し、「医療・介護分野におけるＤＸの推進」というアンブレラを新設する。医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関するデータベースを整備し、政策決定等に活用する。

○医療費・介護費の適正化や国保財政の健全化：一人当たり介護費の地域差縮減や国保の法定外繰入等の額の減少は進展したが、一人当たり医療費の地域差縮減は進捗が見られない。介護費の地域差縮減や国保の法定外繰入の解消に向け更に取り組むとともに、医療費の地域差縮減に向けて、保険者協議会の機能強化などを行い、医療資源の投入量に地域差がある医療について、地域ごとに都道府県、医療関係者、保険者などが把握・検討し、これを踏まえて必要な適正化に向けた取組を進める。

○かかりつけ医機能が発揮される制度整備：全世代型社会保障構築会議報告書等を踏まえ、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行う。

○地域医療構想の実現：都道府県に対し、病床機能報告における2025年の病床数の見込みと病床数の必要量に著しい乖離が生じている構想区域について、医療提供体制に関する分析・評価を行い、評価結果に基づき必要な方策を講じること等を求める。また、国においては、乖離が著しい構想区域を有する都道府県に対して、「重点支援区域」の活用を促す等のアウトリーチの対応等を行う。

○介護分野における給付と負担の見直し：ケアプラン作成に関する給付の在り方、多床室室料に関する給付の在り方、軽度者（要介護１・２の者）への生活援助サービスに関する給付の在り方、介護保険における「現役並み所得」・「一定以上所得」の判断基準の見直し、介護保険の１号保険料負担の在り方について、介護保険部会の意見等を踏まえ、見直しの検討を進める。

参考図表（社会保障）

＜年齢調整後の一人当たり介護費の地域差＞

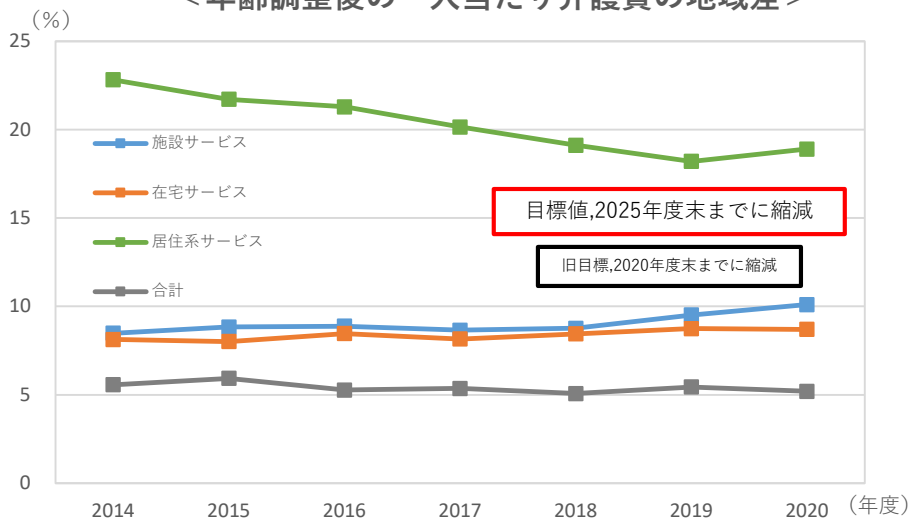

（備考）1．厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」より作成。
2．サービス種別ごとに、全国平均値を上回る都道府県の「「平均値との差」の平均」÷「平均値」を算出。

＜法定外繰入等の額＞

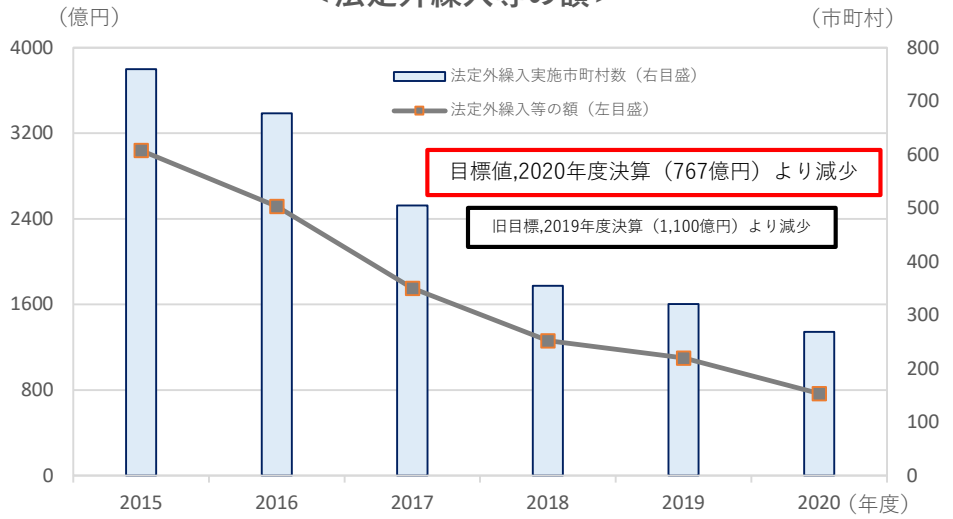

（備考）厚生労働省「厚生労働省保険局国民健康保険課調べ」より作成。

＜年齢調整後の一人当たり医療費の地域差＞

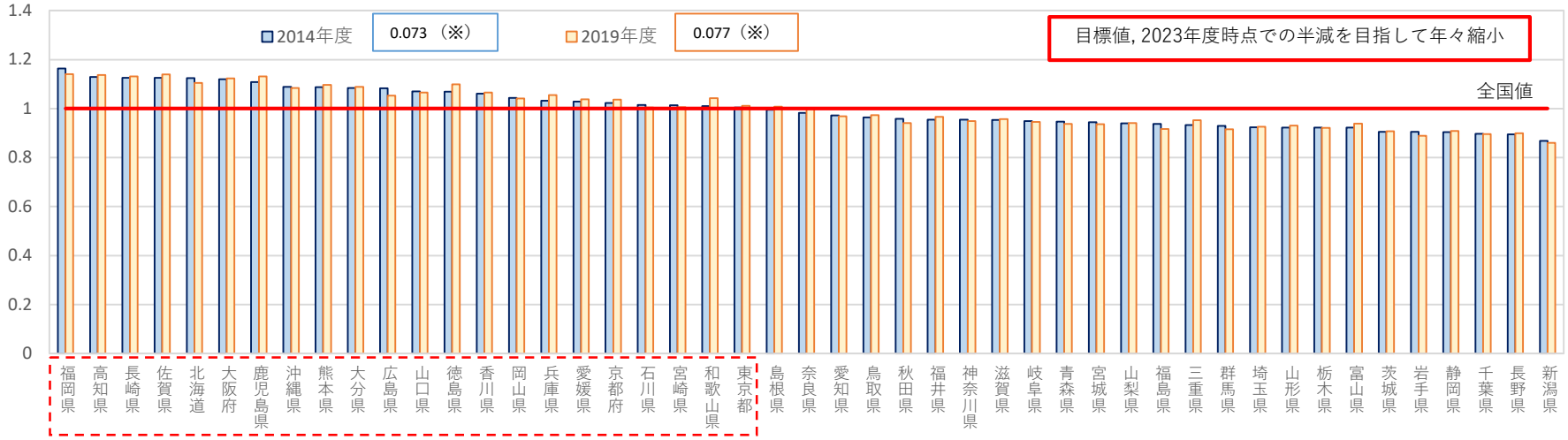

（備考）厚生労働省「医療費の地域差分析」より作成。なお、地域差指数は「年齢調整後の一人当たり医療費／全国平均の一人当たり医療費」。
※基準となる2014年度に年齢調整後一人当たり医療費が全国平均より高い都道府県（22都道府県。グラフ中赤点線枠）についての、「地域差指数－１」の平均値。

社会保障　１．医療･介護分野におけるＤＸの推進

政策目標

医療･介護分野でのＤＸ(デジタルトランスフォーメーション)を通じたサービスの効率化･質の向上を実現することにより、国民の保健医療･介護の向上を図るとともに、最適な医療･介護を実現するための基盤整備を推進する。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
－	－	**１．全国医療情報プラットフォームの創設**			
		ａ．医療ＤＸ推進本部で 2023 年春に策定する工程表に基づき、全国医療情報プラットフォームを創設に向けた取組を進める。 ※医療ＤＸ推進本部での議論を踏まえ実施時期について検討。 《所管省庁：デジタル庁、厚生労働省》	→	→	→
○国民が健康･医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、健康保険証の廃止を目指す 【2024 年秋】 ○マイナンバーカードを用いた医療扶助のオンライン資格確認を導入する 【2023 年度中】	○全国の医療機関等におけるオンライン資格確認の運用開始施設数 【2023 年４月に導入が義務である全ての保険医療機関等での導入】 ○居宅における資格確認の仕組みや資格情報のみを取得できる簡素な仕組みの運用 【2024 年４月から運用開始】	**２．オンライン資格確認の推進とマイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速**			
		ａ．国民がマイナンバーカードで受診することで、健康･医療情報に基づいたより良い医療を受けることが可能となるよう、保険医療機関･薬局へのオンライン資格確認の導入の原則義務化を実施するとともに、訪問診療･訪問看護等の居宅における資格確認の仕組みや、柔道整復師･あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における資格情報のみを取得できる簡素な仕組みを構築し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、2024 年秋の健康保険証の廃止を目指す。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		ｂ．マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、2023 年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○マイナポータル等を通じた学校健診及び事業主健診情報の提供開始 【事業主健診は 2023 年度、学校健診は 2024 年度を目途に達成】	○マイナポータル等を通じた個人の健診･検診情報の提供のためのシステム整備 【事業主健診は 2023 年度、学校健診は 2024 年度までに達成】	**３．ＰＨＲ推進を通じた健診･検診情報の予防への分析･活用**			
		ａ．データヘルス改革に関する工程表に基づき、マイナポータル等で提供する健診･検診情報を順次拡大。 《所管省庁：文部科学省、厚生労働省》	→	→	

社会保障　１．医療･介護分野におけるＤＸの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○乳幼児健康診査の未受診率 【2024 年度までに３～５か月児が 2.0%、１歳６か月児が 3.0%、３歳児が 3.0% 】(100－｛健康診査受診実人員／対象人員｝。地域保健･健康増進事業報告) ○むし歯のない３歳児の割合 【2024 年度までに 90.0%】(100－｛むし歯のある人員の合計／歯科健康診査受診実人員｝。地域保健･健康増進事業報告) ○全出生数中の低出生体重児の割合 【平成 28 年度の 9.4%に比べて減少】(低出生体重児出生数／出生数。人口動態統計)	○乳幼児健診にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数 【増加(2024 年度までに 50%)】 ○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数 【増加(2024 年度までに 50%)】	**４．乳幼児期･学童期の健康情報の一元的活用の検討** ａ．乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組み、マイナポータルを活用し、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築しており、市町村等における利用を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
－	－	**５．　自身の介護情報を閲覧できる仕組みの構築** ａ．自身の介護情報を閲覧できる仕組みの整備に向けて、技術的･実務的な課題等を踏まえ、利用者や介護現場で必要となる情報の範囲や、全国的に介護情報を閲覧可能とするための仕組みを検討し、システム改修･システム開発等の必要な対応を行う。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
－	－	**６．電子カルテ情報の標準化等** ａ．医療ＤＸ推進本部で 2023 年春に策定する工程表に基づき、電子カルテ情報及び交換方式の標準化について検討を進める。 ※医療ＤＸ推進本部での議論を踏まえ実施時期について検討 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　１．医療･介護分野におけるＤＸの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数 【2023 年度以降増加】 ○ＮＤＢ･介護ＤＢの利活用による研究開発の件数 【増加】	○全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目のうち診療情報に、手術情報を追加 ○ＮＤＢ･介護ＤＢと連結解析できるデータベース 【増加】	**７．医療･健康分野での情報利活用の推進**			
		ａ．通常時や救急･災害時であっても、より適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能とするため、医療機関等において保健医療情報を確認できる仕組みについて、取組を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		ｂ．ＮＤＢ･介護ＤＢと他の公的データベース等との連結解析について、法的･技術的課題を検討し、課題が解決したものから対応するとともに、ＮＤＢと死亡情報の連結を 2024 年度から開始する。 ※必要に応じて 2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
－	－	**８．介護事業所間における介護情報の閲覧･共有を可能とする仕組みの構築**			
		ａ．介護事業所における情報共有のため、全国的に介護情報を閲覧可能とするための基盤の在り方について検討し、システム改修･システム開発等の必要な対応を行う。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
－	－	**９．科学的介護の取組の推進**			
		ａ．2021 年度介護報酬改定において創設したデータの収集･活用とＰＤＣＡサイクルに沿った取組を評価する加算等について、改定の影響の検証結果に基づき、2024 年度介護報酬改定に向けて訪問系サービスや居宅サービス全体のケアマネジメントにおけるＬＩＦＥの活用を通じた質の評価の在り方や標準的な介護サービス等について、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　１．医療･介護分野におけるＤＸの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○オンライン資格確認等システムを導入した施設における電子処方箋システムの導入状況 【2025 年３月末に、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関及び薬局での導入】	○医療機関等向けポータルサイトでの電子処方箋利用申請完了施設数 【2025 年３月末に、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関及び薬局での導入に向けて増加】	**１０．電子処方箋の利活用**			
		ａ．2023 年１月の運用開始に向けて、安全かつ正確な運用のための環境整備を行い、オンライン資格確認等システムを導入した医療機関･薬局での電子処方箋システムの導入を図る。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
－	－	**１１．オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実**			
		ａ．初診からのオンライン診療については「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において恒久化した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に際してのオンライン診療･服薬指導の時限的措置については着実に実施する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．適切なオンライン診療の普及のために、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の情報セキュリティに係る項目等の見直しに向けた取組を推進する。 ※2025 年度以降も実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
－	－	**１２．診療報酬改定ＤＸ**			
		ａ．医療ＤＸ推進本部で 2023 年春に策定する工程表に基づき、診療報酬改定ＤＸの取組を進める。 ※医療ＤＸ推進本部での議論を踏まえ実施時期について検討 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○コンピュータチェックで完結するレセプトの割合 【2023 年９月までに９割程度】	○「審査支払機能に関する改革工程表」等に掲げられた改革項目の進捗状況 【各年度時点での十分な進捗を実現】 ※審査支払新システムに実装したＡＩによる振分機能により、人による審査を必要としないレセプトの割合を増加	**１３．医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化･高度化計画･工程表」等に掲げられた改革項目の着実な推進**			
		ａ．2021 年３月の「審査支払機能に関する改革工程表」等に基づき、審査支払機関の改革を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　１．医療･介護分野におけるＤＸの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○文書負担が軽減された介護事業所数 【2022 年度実績と比較して 2025 年度末までに改善】	○電子申請･届出システムを利用する自治体数 【2025 年度末までに全自治体】 ○ケアプランデータ連携システムを利用している介護事業所数 【2022 年度以降増加】	**１４．介護保険業務のデジタル化**			
		ａ．介護サービス情報公表システムについて、介護現場の負担軽減を進めるため、指定申請等の手続きをＷＥＢ上で行う電子申請･届出機能を追加し活用促進に取り組むとともに、対象事務の機能追加に取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．ＩＣＴ等のテクノロジーを活用したデータ連携や情報共有を推進し、介護事業所の負担軽減を進めるため、ケアプランのデータ連携を可能とするケアプランデータ連携システムについて、活用促進等に向けた取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

政策目標

社会全体の活力を維持していく基盤として、予防・健康づくりの推進や高齢者の就業・社会参加率の向上等の観点から、2040 年までに健康寿命を男女ともに３年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指す。具体的には、先進事例の横展開やインセンティブの積極活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。

■2040 年までに健康寿命を男女ともに３年以上延伸し、75 歳以上とする。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
― (参考) 〇平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸を目標に、2040 年までに健康寿命を男女ともに３年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指す。 ※要介護度を活用した「日常生活動作が自立した期間の平均」を補完的に活用する。	―	**１５．「健康寿命延伸プラン」の着実な実施** ａ．「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用した「健康寿命延伸プラン」の着実な実施を通じ、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等の取組を推進するとともに、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を実施し(2019 年度から 2024 年度まで)、その結果を踏まえ、客観的指標をＫＰＩとして活用できるか検討する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
○年間新規透析患者数 【2028 年度までに 35,000 人以下に減少】 ○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022 年度までに 1,000 万人以下 ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2023 年度までに 2008 年度と比べて 25%減少】	○加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者の数 【2025 年度までに 2,000 保険者以上】 日本健康会議から引用 ○特定健診の実施率 【2023 年度までに 70%以上】 (受診者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率 100%)) ○特定保健指導の実施率 【2023 年度までに 45%以上】 (終了者数/対象者数。特定健診・特定保健指導の実施状況(回答率 100%))	**１６．糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進** ａ．生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．特定健診・特定保健指導による生活習慣病への移行の防止や実施率の向上を促進するために、保険者による先進・優良事例を横展開等するとともに、2024 年度からはじまる第４期特定健診等実施計画に向けて、保険者が、特定保健指導におけるアウトカム評価の導入、成果等の見える化、ＩＣＴ活用等の新たな取組を円滑に実施できるよう支援する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｃ．国保において、40～50 歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の健診実施や 40 歳未満からの健診実施等の横展開を図る。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｄ．慢性腎疾患(ＣＫＤ)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携を推進するためのモデル事業を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｅ．慢性腎臓病(ＣＫＤ)対策に係る自治体等への支援や先進・優良事例の横展開を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｆ．「受診率向上施策ハンドブック(第２版)」を活用し、特定健診とがん検診の一体的実施など自治体の先進・優良事例の横展開を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｇ．全保険者種別で健康スコアリングレポート(保険者単位)を作成するとともに、健康保険組合、国家公務員共済組合においては、保険者及び事業主単位のレポートを作成し、業態内の平均等の見える化を通じて特定健診・保健指導の実施の促進を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｈ．保険者インセンティブ制度を活用し、特定健診・保健指導の実施率向上等に取り組む保険者を評価する。また、そのうち、後期高齢者支援金の加算・減算制度においては、加算対象範囲の拡大や加算率の引き上げ等により、保険者の予防・重症化予防・健康づくりの取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【2018 年度と比べて減少】	○認知症サポート医の数 【2025 年までに１.6 万人】 ○介護予防に資する通いの場への参加率 【2025 年度末までに８％】(通いの場の参加者実人数／住民基本台帳に基づく 65 歳以上の高齢者人口。 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査結果) ○認知症ケアパスを作成した市町村 【2025 年度末までに 100%】 (設置市町村数／全市町村数。認知症総合支援事業等実施状況調べ)	**１７．認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供**			
		ａ．通いの場(身体を動かす場等)の充実や認知症カフェの増加に向けた取組の推進。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を考慮した上での開催を促進するため、通いの場については広報やアプリ等の活用を進めるとともに、認知症カフェについては 2020 年度に作成した手引きの活用や先進・優良事例の横展開により、設置を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．認知症予防に関する先進・優良事例を収集・活用し、取組の実践に向けたガイドライン等を各自治体へ周知し、活用を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業において、官民が連携した認知症予防ソリューションの開発を推進。 ※2023 年３月で取組終了 《所管省庁：厚生労働省・経済産業省》	→		
		ｄ．各認知症疾患医療センターにおける、かかりつけ医や地域包括支援センター等との連携による診断後の相談支援機能を強化。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｅ．各地域における認知症疾患医療センターの機能等のあり方の検討を踏まえ、地域の専門医療機関としてその機能が発揮されるよう取組を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｆ．認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化について取り組む。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防･健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｇ．認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援、認知症サポート医の養成等の認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○がんの年齢調整死亡率(75 歳未満) 【2022 年度までに 2017 年度と比べて低下 ※2023 年度以降の目標については 2022 年度末を目途に策定する第４期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】 (｛［観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率］×［基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口］｝の各年齢(年齢階級)の総和／基準人口集団の総人口(人口 10 万人当たりで表示)。国立がん研究センターが「人口動態調査」に基づき集計)	○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率 【2022 年度までに 50%以上 ※2023 年度以降の目標については 2022 年度末を目途に策定する第４期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】 (受診者数／対象者数。国民生活基礎調査) ○精密検査受診率 【2022 年度までに 90%以上 ※2023 年度以降の目標については 2022 年度末を目途に策定する第４期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】 ((要精密検査者数－精密検査未受診者数－精密検査未把握者数)／要精密検査者数。国立がん研究センターがん情報サービス)	**１８．がん対策の推進** **ｉ．がんの早期発見と早期治療**		
		ａ．がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．難治性がん等について、血液等による簡便で低侵襲な検査方法の開発を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の普及に取り組むとともに、職域におけるがん検診の実態調査の結果も踏まえ、精度管理について検討。より効果的な受診勧奨の取組についての実証事業を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｄ．「「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理」を踏まえ、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｅ．新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組むとともに、検診の実施状況の把握･分析を行い、効果的な受診勧奨等の方策を検討する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｆ．各種がんの特性や年齢別の罹患率等も踏まえ、第４期がん対策推進基本計画(2022 年度末を目途に策定予定)に沿った、より効果的な取組を推進するための方策について、取り組むべき施策を検討する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合 【2025 年度までに 40%】 (「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人数／有効回収数。がん対策・たばこ対策に関する世論調査(2019 年度調査回答率　54.9%))	○がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数 【2025 年までに年間 40,000 件】	**１８．がん対策の推進** **ⅱ．がんの治療と就労の両立**			
		ａ．「治療と仕事両立プラン」を活用した支援を行う「がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業」の成果を踏まえ、取組を拡大し、両立支援コーディネーターの配置など個々の事情に応じた就労支援を行うための体制を整備。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．企業等への相談対応、個別訪問指導、助成金により両立支援体制の導入等を支援。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例を横展開。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○年間新規透析患者数【2028 年度までに 35,000 人以下に減少】 ○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022 年度までに 1,000 万人以下 ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】	○スマート・ライフ・プロジェクト(ＳＬＰ)参画団体数 【2022 年度までに 7,000 団体以上 ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】	**１９．無関心層や健診の機会が少ない層への啓発**			
		ａ．「健康日本 21(第二次)」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や先進・優良事例の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト(ＳＬＰ)」を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防･健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2023 年度までに 2008 年度と比べて 25%減少】 ○野菜摂取量の増加 【2022 年度までに 350g ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ○食塩摂取量の減少 【2022 年度までに８g ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 ○１日あたりの歩数 【2022 年度までに ･20～64 歳:男性 9,000 歩、女性 8,500 歩 ･65 歳以上:男性 7,000 歩、女性 6,000 歩 ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】	○健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ参画企業数 【2023 年度までに 40 社以上】	ｂ．野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康な食事･食環境(スマート･ミール)の認証制度等の普及支援など、自然に健康になれる環境づくりを推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．「栄養サミット 2021」を契機に、産学官等連携による食環境づくりの推進体制として立ち上げた「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」において、企業等へ本イニシアチブへの参画について働きかけを行い、各企業等から減塩等の定量目標を得る。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｄ．「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」において、各企業等が設定した減塩等の定量目標について進捗評価を行う。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｅ．新型コロナウイルス感染症による食事や運動等の生活習慣の変化や、健康への影響、健診受診状況に関する厚生労働科学研究を 2023 年度末までを目途に実施予定。当該調査結果を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した健康づくりの検討、普及･啓発を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		ｆ．日本健康会議の「健康づくりに取り組む５つの実行宣言 2025」に基づき、産官学が連携した予防･健康づくりを推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
－	○予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険者等の数 【2023 年度末までに 600 保険者】	**２０．予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備**			
		ａ．保険者機能を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの活用などにより、予防・健康づくりに頑張った者が報われる仕組みを整備。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．予防・健康づくりについて、被用者保険者において個人を対象としたインセンティブを推進する観点から、後期高齢者支援金の加減算制度の総合評価指標の中で、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、効果検証まで行うことを評価するとともに、保険者の取組を支援していく。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○低栄養傾向(ＢＭＩ20 以下)の 65 歳以上の者の割合の増加の抑制 【2022 年度に 22%以下 ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 (BMI(体重 kg÷身長 m÷身長 m)の数値が 20 以下の者 / 調査対象者のうち、65 歳以上で、身長・体重を測定した者。国民健康・栄養調査)	○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村 【2024 年度までに 50%以上】(フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村 / 全市町村 厚生労働省で把握)	**２１．フレイル対策に資する食事摂取基準の活用**			
		ａ．食事摂取基準(2020 年版)を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの活用事例を収集し、先進・優良事例を公表・周知することにより、各自治体における取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○望まない受動喫煙のない社会の実現 【2022 年度 ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 (⇒※受動喫煙の機会を有する者の割合 (a)行政機関 (b)医療機関 (c)職場 (e)飲食店 月 1 回以上受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち 20 歳以上で、当該項目を回答した者 (d)家庭 毎日受動喫煙の機会ありと回答した者/調査対象者のうち 20 歳以上で、当該項目を回答した者 。国民健康・栄養調査) ※「第３期がん対策基本計画(平成 30 年３月９日閣議決定)」や「健康日本 21(第２次)」においても同様の目標を設定	○普及啓発等の受動喫煙対策に取り組んでいる都道府県・保健所設置市・特別区数 【2025 年度までに都道府県・保健所設置市・特別区総数の 80%以上】	**２２．受動喫煙対策の推進**			
		ａ．次期国民健康づくり運動プランと連携した受動喫煙対策・啓発活動の推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○過去１年以内に自治体が実施する歯科健診の受診者数の増加 【2022 年度の実績から増加】	○歯科健診を実施している自治体数の増加 【2022 年度の実績から増加】	**２３．歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実**			
		a.「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」が盛り込まれたことや、次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(2023 年春を目途に公表予定)を踏まえて、歯科口腔保健の推進に取り組む。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．都道府県等の自治体が行う歯科健診や歯科保健指導等の歯科口腔保健施策の推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｃ．後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施支援。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○妊娠中の喫煙率・飲酒率【2024 年度に０％】(妊娠中に喫煙ありと回答した人数／全回答者数・妊娠中に飲酒ありと回答した人数／全回答者数。母子保健課調査) ○足腰に痛みのある女性高齢者の割合の減少 【2022 年度までに 1,000 人当たり 260 人 ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健康づくり運動プランを踏まえ決定】 (足腰に痛み(「腰痛」か「手足の関節が痛む」のいずれか若しくは両方の有訴者)のある 65 歳以上の女性/調査対象者のうち 65 歳以上の女性で、当該項目を回答した者。国民生活基礎調査(2019 年調査)) ○子宮頸がんや乳がんを含めたがんの年齢調整死亡率(75 歳未満) 【2022 年度までに 2017 年度と比べて低下 ※2023 年度以降の目標については 2022 年度末を目途に策定する第４期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】 (｛［観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率］×［基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口］｝の各年齢(年齢階級)の総和／基準人口集団の総人口(人口 10 万人当たりで表示)。国立がん	○妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合【2024 年度に 100%】(「妊娠届け出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している」と回答した市区町村数／全市区町村数。母子保健課調査) ○骨粗鬆症検診の受診率 【2017 年度を基準に上昇】 (骨粗鬆症検診の受診者数(地域保健・健康増進事業報告)/骨粗鬆症検診の対象年齢(※)の女性の人数(国勢調査)(※)40,45,50,55,60,65,70 歳。骨粗鬆症財団調べ) ○子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率 【2022 年度までに 50%以上 ※2023 年度以降の目標については 2022 年度末を目途に策定する第４期がん対策推進基本計画を踏まえ決定】 (受診者数／対象者数。国民生活基礎調査)	**２４．生涯を通じた女性の健康支援の強化**			
		ａ．女性の健康支援に関し、調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．2020 年度から「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」において、女性特有の健康課題に関するスクリーニング、介入方法を検証し、検証結果に基づき、スクリーニング及び介入方法の健診・保健指導制度等への組み込みを検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．感染症等の影響がある中でも、必要な検診を受診するよう、情報発信、広報活動に取り組む。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｄ．妊産婦等の健康管理を支援するなど、性と健康の相談センターを通じた切れ目のない支援を行う。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｅ．主に妊産婦や乳幼児を対象として、子育て世代包括支援センター(2024 年度からはこども家庭センター)を通じた実情の把握や相談支援等、切れ目のない支援を行う。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｆ．第４期がん対策推進基本計画(2022 年度末を目途に策定予定)に沿って、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
研究センターが「人口動態調査」に基づき集計) ○妊娠・出産について満足している者の割合 【2024 年度までに 85.0%】(「産後、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた」と回答した人数／全回答者数。母子保健課調査)		ｇ．効果的な個別勧奨の手法の普及など、女性のがん検診受診率向上に向けた取組を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ 【2028 年度まで】	○中心拠点病院での研修に参加した累積医師数 【2025 年度までに 1,850 人】	**２５．アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進**			
		ａ．免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．アレルギーポータルを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．中心拠点病院での医師の研修について、実地研修と併行してオンラインを活用した研修を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○１日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上の者の割合 【2025 年度までに男性 13%、女性 6.4%以下】	○都道府県・指定都市における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の設置又は選定数 【2025 年度までに 67 自治体】 ○精神保健福祉センター及び保健所の相談件数 【2020 年度と比較して増加】	**２６．アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進**			
		ａ．アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、未設置自治体へのヒアリング実施や研修の充実を図るなどして、都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．ゲーム障害については、精神保健の領域における新しい分野であることから、実態や診断・治療・適切な支援方法等の知見の収集を継続し、それに基づく啓発や人材の育成、相談体制整備等を検討する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○アウトカムベースでのＫＰＩ設定をしたデータヘルス計画を策定する保険者の割合(被用者、市町村、広域連合) 【2024 年度までに各保険者で 100%】 (策定している保険者数/保険者数)	○感染症の不安と共存する社会においてデジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者数 【2025 年度までに 2,500 保険者以上】 日本健康会議から引用	**２７．予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進**			
		ａ．多様で包括的な保健事業の民間委託を推進するため、複数保険者や民間事業者が連携して行う事業について当該事業の実施におけるガイドラインの周知等の取組を実施。また、当該取組等を踏まえて保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なＫＰＩの設定を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
	○保険者とともに健康経営に取り組む企業数 【2025 年度までに 10 万社以上】 日本健康会議から引用	**２８．企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進**			
		ａ．健康スコアリングレポートの見方や活用方法等を示した実践的なガイドラインの活用等により、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例を全国展開。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．全保険者種別で健康スコアリングレポート(保険者単位)を作成。健康保険組合及び国家公務員共済組合においては、保険者単位及び事業主単位のレポートを作成。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
－	○加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者の数 【2025 年度までに 2,000 保険者以上】 日本健康会議から引用 ○レセプトの請求情報を活用し、被保険者の全体像を把握した上で、特定健診未受診者層や未治療者、治療中断者、治療中の者から事業対象者を抽出している自治体数 【増加】 ○アウトカム指標を用いて事業評価を実施している自治体数 【増加】	**２９．保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等**			
		ａ．保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｂ．保険者努力支援制度については、加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブを一層活用するとともに、「見える化」を促進する観点から市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとに公表する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．後期高齢者医療や被用者保険等その他の各医療保険制度については、評価指標や各保険者の取組状況等について、保険者等にとって活用しやすい形で見える化を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｄ．2024 年度以降の後期高齢者支援金の加減算制度について、検討を行い、所要の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○2025 年までに、認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立(ＰＯＣ取得５件以上)、日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始	○薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築 【薬剤治験対応コホート(Ｊ－ＴＲＣ)における web スタディ及びオンサイトスタディの登録者数の増加】	**３０．認知症等の社会的課題解決に資する研究開発や実装**			
		ａ．認知症の危険因子、防御因子を特定し、病態を解明する大規模コホート研究の実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．有効な認知症予防、診断・治療法の研究・開発を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　２．予防・健康づくりの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○がん・難病の本態解明 ○創薬等の産業利用 ○効果的な治療・診断方法の開発促進 【「全ゲノム解析等実行計画 2022」に基づき、上記を推進する事業実施組織の発足のため、令和５年度を目途に相応しい事業実施組織の組織形態を決定】	【「全ゲノム解析等実行計画 2022」に基づき、本格解析(2022 年度：がん領域 2,000 症例、難病領域 2,500 症例)を実施する】	**３１．ゲノム医療の推進**			
		ａ．全ゲノム解析等の推進 2022 年９月に策定した「全ゲノム解析等実行計画 2022」を推進し、がん・難病に係る創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ登載する情報基盤を構築し、その利活用に係る環境の整備を進める。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　３．多様な就労･社会参加

政策目標

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労･社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
－	－	**３２．勤労者皆保険制度(被用者保険の更なる適用拡大)の実現を目指した検討**			
		ａ．短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について、2024 年 10 月からの 50 人超規模の企業までの適用範囲拡大の円滑な施行に向けた準備、周知、広報を実施していく。 適用拡大においては、社会保険加入のメリット等を企業が従業員に丁寧に説明し、企業･従業員ともに理解いただくことが重要であるため、文書やリーフレットによる周知、厚労省や年金機構ＨＰ上での周知、専門家活用支援事業等を実施していく。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		ｂ．適用範囲の拡大について、実施状況の把握に努めるとともに、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 40 号）の検討規定に基づき、全世代型社会保障構築会議報告書において指摘された事項を踏まえて、検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
－	－	**３３．高齢期における職業生活の多様性に応じた公的年金制度の整備**			
		ａ．高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定に基づき、今後の検討課題について省内で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	

社会保障　３．多様な就労･社会参加

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**３４．元気で働く意欲のある高齢者を介護･保育等の専門職の周辺業務において育成･雇用する取組を全国に展開**			
		ａ．介護助手等としての就労など、多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

政策目標

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療･介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療･福祉サービスの生産性向上･質の向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化･連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中にあって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、ＡＩの実装、ロボット･ＩｏＴ･センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、医療費･介護費の適正化並びに一人当たり医療費の地域差半減及び介護費の地域差縮減を目指す。

■一人当たり医療費の地域差半減

■一人当たり介護費の地域差縮減

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**３５．子ども･子育てについて、効果的･効率的な支援とするための優先順位付けも含めた見直し**			
		ａ．保育所等の経営状況の透明性の確保の観点から、経営情報の公表とデータベース化について、2023 年の早い段階から有識者の参画を得てその在り方について検討を行い、早急に必要な措置を講じる。 《所管省庁：内閣府》	→		
		ｂ．「子ども･子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」(令和３年法律第 50 号)附則の検討規定に基づき、子ども･子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討する。 ※子ども･子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえつつ、検討。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
○精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数【2019 年度に公表した 2016 年度の数値(316 日)から増加】	○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数 【2024 年度までに 150 自治体】	**３６．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**			
		ａ．障害福祉計画に基づき、地域の関係機関の重層的な連携による支援体制の構築、サービス基盤の整備などを推進する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
	○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数 【2024 年度までに 750 事業】	ｂ．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・構築支援事業を推進していく。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○心のサポーター養成研修の受講者数 【2023 年度に 800 人以上】 ○心のサポーター指導者養成研修受講者数 【2023 年度に 50 人以上】	○心のサポーター養成研修の実施自治体数 【2023 年度に 16 自治体以上】	**３７．精神疾患の予防や早期介入の促進**			
		ａ．2023 年度までは、全国展開に向けた研修スキームの構築と指導者養成に重点を置きながら事業を実施し、2024 年度からは全国的な心のサポーターの養成、国民の精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保に取り組む。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○地域医療構想の 2025 年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合 【2025 年度に 100%】 (実際に増減された病床数／地域医療	○地域医療構想調整会議の開催回数 【2024 年度末までに約 2,000 回】 ○重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合 【2023 年度末までに 100%】	**３８．地域医療構想の実現、大都市や地方での医療･介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進**			
		ａ．第８次医療計画(2024 年度～2029 年度)における記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けて、検討状況を適時･適切に各自治体と共有しつつ、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
構想の 2025 年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数(病床機能報告)) ○介護療養病床の第８期計画期末までのサービス減量 【2023 年度末に 100%】(2021 年１月から 2023 年度末までに廃止した介護療養病床数／2021 年１月の介護療養病床数。厚生労働省「病院報告」)	○各医療機関の対応方針の策定率 【2025 年度に 100%】 ○対応方針の検討状況等の公表率 【100%】	ｂ．都道府県に対し以下の取組を求める。 ・病床機能報告における 2025 年の病床数の見込みと病床数の必要量に著しい乖離が生じている構想区域について、医療提供体制に関する分析・評価を行い、評価結果に基づき必要な方策を講じること ・地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定率をＫＰＩとしたＰＤＣＡサイクルを年度ごとに実施し、対応方針の検討状況、策定率を公表すること また、国においては、以下の取組を行う。 ・各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援すること ・当該乖離が著しい構想区域を有する都道府県に対して、評価結果に基づき「重点支援区域」の活用を促す等のアウトリーチの対応を行うこと ・地域医療連携推進法人の有効活用に関し必要な措置を講じること 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用及び地域医療構想調整会議等における議論の状況の透明性の確保を図るために、地域医療構想調整会議の議事録の公表や議論の実施状況の市町村への報告等について、法制上の位置付けも含め、必要な措置を講じ、取組を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｄ．地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第８次医療計画を策定する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．介護療養病床について、2023 年度末の廃止期限に向け、2021 年度介護報酬改定における移行計画を提出していない場合の減算の設定等や予算事業等による移行支援を組み合わせた取組を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○各都道府県が作成した医療計画に沿って、医療設備･機器等の共同利用計画を策定した医療機関 【2023 年度末までに 1000 件以上】	○医療機関が策定した共同利用計画について、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場において確認した都道府県の割合 【2023 年度までに 100%】 (共同利用計画について協議で確認を行った都道府県数/医療機関により共同利用計画が提出された都道府県数。厚生労働省より各都道府県に調査)	**３９．高額医療機器の効率的な配置等を促進**			
		ａ．新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、都道府県において策定された医療計画に基づき、医療機関が共同利用計画を策定するとともに、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を開催し、医療機器等の効率的な活用を進める。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．共同利用計画策定の件数を含めた状況を把握するとともに、共同利用計画策定が十分に進まない場合には、更なる実効的な措置を速やかに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
―	―	**４０．将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討**			
		ａ．2025 年度以降の医学部定員については、「第８次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえ検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**４１．医師の働き方改革について検討**			
		ａ．2021 年５月に成立した医療法等改正法を施行するため、「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、施行に向けた課題についての議論を行うなど、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．地域医療介護総合確保基金区分Ⅵにより、勤務医の労働時間短縮に取り組む医療機関に対して総合的な支援を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｃ．各都道府県が設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関への訪問支援等を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｄ．地域医療体制確保加算における医師労働時間短縮計画作成の要件化等、医師の働き方改革に係る 2022 年度診療報酬改定の対応についてその影響等の検証を踏まえ、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○第３期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標 【2023 年度における各都道府県での目標達成】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたＫＰＩに今後修正 ○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差 【2023 年度時点での半減を目指して年々縮小】	○厚生労働省が提供するＮＤＢデータを保険者協議会に提示･提供し、大学や有識者と連携して、医療費の分析を行っている都道府県 【2029 年度までに 100%】 ○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 【2023 年度までに 100 % 】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%))	**４２．地域の実情を踏まえた取組の推進(医療)** **ｉ．地域別の取組や成果について進捗管理･見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討**			
		ａ．各都道府県において、第３期医療費適正化計画(2018 年度から 2023 年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、国から示した医療費適正化計画のＰＤＣＡに関する様式をもとに、各都道府県において地域差縮減に資するよう、他県と比較した分析を行うデータセットの提供等を通じて毎年度ＰＤＣＡ管理を行い、その結果を都道府県ＨＰに公表し、厚労省へ報告する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
※医療費適正化計画の見直しを踏まえたＫＰＩに今後修正	○重複･頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者 【2023 年度までに 100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%)) ○国保連合会と協働･連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析等を行っている都道府県。 【2025 年度までに 50%】	ｂ．医療費適正化の更なる推進と計画の実効性の確保のため、医療費適正化計画の在り方の見直しについて、①現行の目標の更なる推進、②新たに取り組むべき目標、③取組の実効性確保のための体制構築の観点から検討し、必要な法制上の措置を講ずるとともに、都道府県における 2024 年度から始まる第４期医療費適正化計画の策定に間に合うよう、国において基本方針を策定する。医療費の地域差縮減に向けて、保険者協議会の機能強化などを行い、医療資源の投入量に地域差がある医療について、地域ごとに都道府県、医療関係者、保険者などが把握･検討し、これを踏まえて必要な適正化に向けた取組を進めることを検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｃ．後期高齢者支援金の加減算制度については、2021 年度から新たに設定した加入者の適正服薬の取組に対する評価も含めて、保険者インセンティブ制度を実施していく。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｄ．国民健康保険の保険者努力支援制度においても、適用する指標について、地方団体と協議の上、見直しを行い、保険者インセンティブ制度を実施していく。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｅ．中長期的課題として、都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われる後期高齢者医療制度の在り方の検討を進める。 ※中長期的課題として検討 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｆ．国保連合会と協働･連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進･優良事例について横展開を図る。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｇ．国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取り組みを推進するための業務の在り方や位置づけについて、骨太の方針 2021 に基づき、2024 年度から始まる第４期医療費適正化計画に対応する都道府県医療費適正化計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○法定外繰入等を行っている市町村数 【2023 年度までに 100 市町村】 【2026 年度までに 50 市町村】	○法定外繰入等の額 【2020 年度決算(767 億)より減少】 ○保険料水準の統一の目標年度を定めている、または統一を達成した都道府県 【2023 年度までに 60 %】(実施都道府県数/47 都道府県。厚生労働省より各都道府県に調査)	**４２．地域の実情を踏まえた取組の推進(医療)** ⅱ．国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)			
		ａ．法定外繰入等の解消期限や解消に向けた具体的な手段が盛り込まれた計画の策定･実行を推進するとともに、解消期限の設定状況等を公表。2021 年の国民健康保険法の改正を踏まえた国保運営方針に基づき、特に解消期限の長い市町村がある場合は、都道府県から市町村に適切に関与するよう促すなど、解消期限の短縮化を図る。また、ＫＰＩ達成を見据えて、国と地方団体との議論の場を継続的に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における法定外繰入等の状況に応じた評価の活用など、より実効性のある更なる措置を進める。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．都道府県内保険料水準の統一に向けて、2021 年度からの国保運営方針を踏まえた、各都道府県の取組状況の把握･分析を行う。その内容を踏まえ、統一に向けて取り組む都道府県の先進･優良事例の横展開等、戦略的な情報発信を行い、2023 年度からの次期国保運営方針策定の際に、参考にしていただく。また、国と地方団体との議論の場を継続的に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における統一の進捗状況に応じた評価等も活用する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｃ．医療費適正化を推進するための国保運営方針の記載事項の在り方について、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実行性のある更なる措置を検討。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
―	―	**４２．地域の実情を踏まえた取組の推進(医療)** ⅲ．高齢者の医療の確保に関する法律第 14 条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討			
		ａ．各都道府県において、第３期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度ＰＤＣＡ管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第 14 条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**４３．多剤投与の適正化(診療報酬での評価等)**			
		ａ．　医師･病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の評価等、2022 年度診療報酬改定における取組に基づき、多剤投与の適正化を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差 【2025 年度末までに縮減】 ○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計) 【2025 年度末までに縮減】	○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者 【2023 年度末までに 100%】(実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握)	**４４．介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進**			
		ａ．保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を実施する観点から、2023 年度も都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．また、2024 年度評価指標について、保険者等における高齢者の自立支援･重度化防止等の取組の一層の強化に資するものとなるよう、介護保険部会等における議論も踏まえて、アウトカム指標を含む評価指標の充実など、必要な見直しを行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｃ．一人当たり介護費の地域差縮減に寄与する観点から、都道府県単位の介護給付費適正化計画の在り方の見直しを含めたパッケージ及び市町村別の介護給付費適正化に係る取組状況の見える化について検討する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**４５．第８期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第９期計画期間に向けた必要な検討**			
		ａ．調整交付金の活用方策について、第８期介護保険事業計画期間における取組状況も踏まえつつ、地方団体等と議論を継続する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**４６．診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進**			
		ａ．更なる包括払いの在り方について、2022 年度診療報酬改定の結果検証に基づき、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討するとともに、医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえたＤＰＣ制度の効果的な運用を進めていく。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｂ．2021 年度介護報酬改定の効果の検証や介護事業所･施設の経営実態の把握の結果等を踏まえ、より効果的な加算の在り方について、2024 年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○臨床研究中核病院において実施実績のあるリアルワールドデータを用いた研究数 【2023 年度までに１件以上】	○医療情報の品質管理･標準化について、ＭＩＤ－ＮＥＴの経験を含む研修を受けた医療機関数 【2022 年度末までに全ての臨床研究中核病院】	**４７．クリニカル･イノベーション･ネットワークとＰＭＤＡの医療情報データベース(ＭＩＤ－ＮＥＴ)の連携**			
		ａ．臨床研究中核病院の医療情報を継続的に品質管理･標準化する体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○臨床研修医の満足度を５段階で評価する中で４又は５と回答した研修医の割合 【2025 年度までに研修修了者の 90%】 (臨床研修後のアンケート調査により把握)	○指導医講習会修了医師数 【2025 年度までに 110,000 人】	**４８．卒前･卒後の一貫した医師養成過程の整備**			
		ａ．充実した臨床研修による質の高い医師の養成。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○厚生労働科学研究において、地域医療に従事する総合診療医の需要や、総合診療医の養成等に関する研究を 2023 年度まで行い、研究成果等を踏まえて指標の設定を検討。	○厚生労働科学研究において、地域医療に従事する総合診療医の需要や、総合診療医の養成等に関する研究を 2023 年度まで行い、研究成果等を踏まえて指標の設定を検討。	**４９．総合診療医の養成の促進**			
		ａ．総合診療医の養成 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数 【2023 年度までに 7,000 人】	○特定行為研修の指定研修機関数 【2023 年度までに 370 機関】	**５０．事業所マネジメントの改革等を推進** ｉ．従事者の役割分担の見直しと効率的な配置			
		ａ．医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｂ．特定行為研修制度の推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合 【2023 年度までに 85%】(上記回答をした保険医療機関(病院)／同調査に回答した保険医療機関(病院)。病院の勤務環境に関するアンケート調査　回答率：19.4%)	○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数 【2021 年度から 2023 年度の期間に延べ 4,500 人】	**５０．事業所マネジメントの改革等を推進** ⅱ．事業所マネジメントの改革等を推進			
		ａ．病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○１社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数 【2020 年度実績と比較して 2025 年度末までに増加】	○【第９期介護保険事業計画期間に向けた議論等を踏まえて、2023 年度中にさらなる数値目標を示せるよう検討】 ○社会福祉連携推進法人の設立総数 【2022 年度実績から増加】 〇介護サービス事業者の経営情報のデータベースを公表するためのＨＰを開設 【2024 年度中を目処に開設】	**５０．事業所マネジメントの改革等を推進** ⅲ．介護の経営の大規模化･協働化及び介護の経営状況の見える化			
		ａ．事業者の経営の大規模化･協働化等の取組状況等を把握し、経営の大規模化･協働化を推進するための施策について、第９期介護保険事業計画期間に向けた議論等を踏まえ、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、組織間連携の推進等の必要な措置を講じる。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．「社会福祉連携推進法人」制度を含めた社会福祉法人の連携等に資する施策が活用されるような取組を推進する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．経営実態の透明化等の観点から、介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システムの整備等を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
○医療法人の経営情報のデータベースを活用したオープンデータの閲覧件数 【2023 年度中に 400 件】	○医療法人の経営情報のデータベースを構築し、公表するためのＨＰを開設し、属性等に応じたグルーピングによる分析等の結果を示し、医療が置かれている現状･実態に対する理解を促進する。 【2023 年度末目処】	**５０．事業所マネジメントの改革等を推進** ⅳ．医療法人の経営状況の透明性の確保			
		ａ．医療法人の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**５０．事業所マネジメントの改革等を推進** ｖ．障害福祉サービス等事業者の経営状況の透明性の確保			
		ａ．公的価格評価検討委員会における議論も踏まえ、経営情報の公表とデータベース化について、2023 年度の早い段階から介護分野での取組を踏まえつつ、そのあり方について早急に検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○介護労働者の残業時間数 【2020 年度実績と比較して 2023 年度末までに縮減】 ○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化 【2020 年度実績と比較して 2025 年度末までに改善】	○介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを活用した実証件数 【2021 年度以降増加】 ○地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合 【2021 年度以降上昇】 ○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ＩＣＴ利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数 【2021 年度実績から増加】	**５０．事業所マネジメントの改革等を推進** ⅵ．ロボット・ＩｏＴ・ＡＩ・センサーの活用等を通じた生産性の向上			
		ａ．介護現場と開発事業者との連携など、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、プラットフォームを活用した実証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．介護事業所の生産性を向上するため、介護ロボット等の活用、ＩＣＴ利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインの普及や、介護ロボット導入支援事業による支援を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．生産性の向上を含む働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む介護サービス事業者の総理大臣による表彰等を通じた好事例の普及促進を図る。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｄ．2021 年度介護報酬改定の検証を通じて、より効果的な介護ロボット、ＩＣＴ等のテクノロジーの活用に関して、2024 年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。 ※2023 年度に終了 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、ＡＩ、ＩＣＴ等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省、経済産業省》	→	→	→
		ｆ．介護事業所の生産性を向上するため、ＩＣＴ導入支援事業により標準仕様に基づくシステムの導入を支援するなど、ＩＣＴを活用した情報連携を推進。 ※上記の取組に加え、項目 14 の取組等により、介護事業所の生産性向上の取組を推進する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
―	―	**５１．国保の普通調整交付金について見直しを検討**			
		ａ．普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性･年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、論点や改善点を整理しつつ、地方団体等と議論。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**５２．ケアマネジメントの質の向上** ｉ．ＡＩも活用した科学的なケアプランの実用化			
		ａ．2019 年度の調査研究事業においては、ケアマネジメントの質の向上や業務効率化に対して一定程度の効果があるとの結論を得た一方で、ＡＩに学習させるべき教師データが不十分である等の課題も明らかになったことを踏まえ、2020 年度以降、居宅介護支援事業所のケアマネジメントのデータ分析などを通して、ＡＩの思考過程を明らかにすることや、教師データのさらなる収集･学習、試作システムの試用等の実証検証などについて、調査研究を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｂ．取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けてＫＰＩの設定等を検討する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**５２．ケアマネジメントの質の向上** ⅱ．ケアマネジャーの業務の在り方の検討			
		ａ．2021 年度介護報酬改定の検証等を通じて、より効果的なケアマネジャーの業務の在り方に関して、科学的介護の取組も踏まえ 2024 年度介護報酬改定等に向けて必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○バイオシミラーの品目数(成分数ベース)【2023 年度末までに品目数を 2020 年７月時点からの倍増(20 成分)】	○バイオシミラー等のバイオ医薬品の技術研修に参加する企業数【年 10 社以上】	**５３．バイオ医薬品の研究開発の推進等**			
		ａ．バイオ医薬品のデザイン技術開発等に関する研究を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．国内に不足しているバイオ医薬品の製造･開発技術を担う人材育成を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		５４．バイオシミラーの研究開発･普及の推進等			
		ａ．バイオシミラーの医療費適正化効果額･金額シェアを公表。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．バイオシミラーの研究開発の推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．バイオシミラーに係る新たな目標を踏まえ、利用促進のための具体的な方策を検討する。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**５５．薬価制度抜本改革の更なる推進** ⅰ．医薬品等の費用対効果の本格実施に向けた検討			
		ａ．医薬品等の費用対効果評価の活用について、標準的な分析プロセス等の制度の見直しを行った 2022 年度診療報酬改定を踏まえて、適切に薬価等を設定。その影響の検証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**５５．薬価制度抜本改革の更なる推進** ⅱ．2021 年度以降毎年薬価改定を実施する。			
		ａ．2021 年度以降毎年薬価改定を実施する。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**５５．薬価制度抜本改革の更なる推進** ⅲ．新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性･有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討			
		ａ．新薬創出等加算の対象外である品目に関し、同加算の対象品目を比較薬とした薬価算定における比較薬の新薬創出等加算の累積額を控除する取扱いについて検討を行った結果に基づき所要の措置を講じた 2020 年度薬価改定を踏まえて、適切に薬価を設定。影響について検証を実施。 《所管省庁：厚生労働省》			→
		ｂ．2024 年度薬価改定において、「国民皆保険の持続可能性」と「イノベーションの推進」を両立する観点から、新薬創出等加算や長期収載品に関する薬価算定ルールの見直しに向けた検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｃ．薬剤流通の安定のために設定された調整幅の在り方について 2024 年度薬価改定において検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**５５．薬価制度抜本改革の更なる推進** ⅳ．薬価算定プロセスの透明性の向上について検討			
		《所管省庁：厚生労働省》			
―	―	**５６．調剤報酬のあり方の検討及び良質な医療の効率的な提供**			
		ａ．2022 年度診療報酬改定における、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や調剤料などの技術料を含めた対物業務から対人業務への構造的な転換に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｂ．リフィル処方箋について、2022 年度診療報酬改定による影響の調査･検証を行うとともに、適切な運用や活用策について検討を行い、また、地域差の実態等を確認し、必要な取組を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**５７．適正な処方の在り方について検討** ⅰ．高齢者への多剤投与対策の検討			
		ａ．高齢者医薬品適正使用検討会で検討され、厚生労働省が取りまとめたポリファーマシー対策に関する業務手順書等の見直しを検討するなど、病院や地域における取組を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**５７．適正な処方の在り方について検討** ⅱ．生活習慣病治療薬について費用面も含めた処方の在り方の検討			
		《所管省庁：厚生労働省》			

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○後発医薬品の使用割合 【後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上】 ○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 【毎年度全ての都道府県で 80%】 (医療扶助における後発医薬品の数量/医療扶助における薬剤数量の総数) (参考)後発医薬品の使用割合の地域差	○後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約 900 品目】 ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【毎年度 100%】 (後発医薬品使用促進計画を策定している自治体数/全後発医薬品使用促進計画の策定対象自治体数)	**５８．後発医薬品の使用促進**			
		ａ．普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．保険者インセンティブの活用や、保険者ごとの使用割合の公表等により、医療保険者の使用促進の取組を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｄ．信頼性向上のため、市場で流通する製品の品質確認検査を行い、その結果について、医療用医薬品最新品質情報集(ブルーブック)に順次追加して公表。また、検査結果を踏まえた立入検査を実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｅ．後発医薬品利用差額通知の送付や医薬品の適正使用の効果も期待されるフォーミュラリの作成など、後発医薬品の使用促進を図るための取組支援。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｆ．改正生活保護法(平成 30 年 10 月施行)に基づく生活保護受給者の後発医薬品の使用原則化について、地方自治体において確実に取り組むよう促す。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｇ．後発医薬品の使用が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｈ．後発医薬品も含めた、医薬品の適正使用に資するフォーミュラリガイドラインを策定。 ※2023 年３月取組終了 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｉ．後発医薬品使用割合の見える化･公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討し、実施。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合 【2024 年度までに 200 床以上の病院で 40%以下】(200 床以上の病院における紹介状なしの初診患者数/200 床以上の病院の初診患者数。入院･外来医療等の調査･評価分科会) ○地域包括ケアシステムにおいて過去１年間に平均月２回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数 【2024 年度までに 40%】 (地域包括ケアシステムにおいて過去１年間に平均月２回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数/薬局数(薬局機能情報提供制度による(回答率 100%)) ○健康サポート薬局を活用した施策を行った都道府県数 【2024 年度までに 2021 年度と比べて倍増】	○地域連携薬局の数 【2024 年度までに 2021 年度と比べて 50%増加】 ○健康サポート薬局の届出数 【2024 年度までに 2021 年度と比べて 30%増加】 〇国及び都道府県による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 【各実施主体において年１回以上】 ○調剤後薬剤管理指導加算の算定件数 【2024 年度までに 2021 年度と比べて 50%増加】	**５９．かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及**			
		ａ．病院･診療所の機能分化･機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．全世代型社会保障構築会議報告書等を踏まえ、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の実施に向けた具体化について、早急に検討を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｃ．地域包括診療料等の対象疾患の見直し等、かかりつけ医機能に係る 2022 年度診療報酬改定の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2024 年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｄ．「健康サポート薬局」の普及･推進のため、趣旨や考え方について、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　４．医療･福祉サービス改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．健康サポート薬局の取組状況･効果や関連法令の改正を踏まえ、必要に応じて制度を見直し。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　５．給付と負担の見直し

政策目標

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**６０．高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討**			
		ａ．マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、2020 年の関係審議会のとりまとめを踏まえ検討課題の整理を行うなど関係審議会等において、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**６１．薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる**			
		ａ．2020 年の関係審議会のとりまとめを踏まえ、医療資源の効率的な活用を図る観点から、薬剤給付の適正化に向けて、保険者の上手な医療のかかり方及びセルフメディケーションを推進するとともに、その他の措置についても検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**６２．外来受診時等の定額負担の導入を検討**			
		ａ．2022 年度診療報酬改定における、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関する見直しについて影響の検証を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　５．給付と負担の見直し

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**６３．医療費について保険給付率(保険料･公費負担)と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料･公費負担、患者負担について総合的な対応を検討**			
		ａ．医療費の財源構造、医療保険制度の比較、実効給付率の推移と要因分析、生涯医療費の分析内容を含む資料について、わかりやすさを重視したうえで、年１回関係審議会において報告するとともに、ホームページ上で公表する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
―	―	**６４．介護のケアプラン作成に関する給付の在り方について検討**			
		ａ．ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第 10 期介護保険事業計画期間の開始までの間に結論を出す。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
―	―	**６５．介護の多床室室料に関する給付の在り方について検討**			
		ａ．介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入については、在宅でサービスを受ける者との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等、これまでの介護保険部会における意見を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期介護保険事業計画に向けて結論を得る。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　５．給付と負担の見直し

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**６６．介護の軽度者(要介護１・２の者)への生活援助サービス･福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討**			
		ａ．軽度者(要介護１・２の者)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の総合事業に関する評価･分析等を行いつつ、第 10 期介護保険事業計画期間の開始までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出す。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．地域支援事業の介護予防･日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｃ．福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、介護保険制度における福祉用具貸与･販売種目のあり方検討会や介護給付費分科会等における議論等を踏まえ、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**６７．医療･介護における「現役並み所得」等の判断基準の見直しを検討**			
		ａ．医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、医療保険部会におけるとりまとめを踏まえ、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することや、2022 年 10 月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への２割負担導入)の施行の状況等を注視する必要があることに留意しつつ検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　５．給付と負担の見直し

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．介護における「一定以上所得」(２割負担)の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期介護保険事業計画に向けて結論を得る。 また、「現役並み所得」(３割負担)の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。 ※次期介護保険事業計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**６８．介護保険の１号保険料負担の在り方を検討**			
		ａ．介護保険の１号保険料について、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期介護保険事業計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
―	―	**６９．新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討**			
		ａ．医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、2022 年度診療報酬改定での対応も踏まえ、引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　６．再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**③　医療･介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討**			
		《所管省庁：厚生労働省》			
○在宅サービスのサービス量進捗状況 【2023 年度までに 100%】 (第８期介護保険事業計画の実績値／第８期介護保険事業計画の計画値。介護保険事業状況報告)	○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第８期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 【2023 年度までに 100%】(第８期介護保険事業計画の実績値／第８期介護保険事業計画の計画値。) ○在宅患者訪問診療件数 【2020 年医療施設調査からの増加】 ○認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者 【 2022 年度までに 100%を達成】(実施保険者／全保険者。地域支援事業交付金実績報告、認知症総合支援事業等実施状況調べ等)	**⑦　在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築**			
		ａ．第８期介護保険事業(支援)計画(2021～2023 年度)に基づき、推進 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		ｂ．第７次医療計画(2018～2023 年度)に基づき、推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○年間新規透析患者数 【2028 年度までに 35,000 人以下に減少】 ○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022 年度までに 1,000 万人以下 ※2023 年度以降の目標については 2023 年春目途に策定する次期国民健	○先進･優良事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者 【100%】(先進･優良事例を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数／データヘルス計画策定の保険者数　保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%))	**㉑　医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等** ｉ　障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討･実施			
		ａ．関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。 ※2025 年度以降も必要に応じて実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　６．再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
康づくり運動プランを踏まえ決定】 ○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022 年度までに 2008 年度と比べて 25%減少)】	○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者 【データヘルス計画策定の保険者において 100%】(データヘルスに対応する健診機関を活用している保険者数／データヘルス計画を策定の保険者数　保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%)) ○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者 【データヘルス計画策定の保険者において 100%】(加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者数／データヘルス計画を策定の保険者数 保険者データヘルス全数調査(回答率 96.8%)) ○保険者とともに健康経営に取り組む企業数 【2025 年度までに 10 万社以上】 日本健康会議から引用 感染症の不安と共存する社会においてデジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防･健康づくりに取り組む保険者数 【2025 年度までに 2,500 保険者以上】 日本健康会議から引用	**㉑　医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等** ⅱ　事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見等の活用を促進 ａ．「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集･事例集」や「ＱＯＬを高める保険外(自費)サービス活用促進ガイド」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○終了した研究に基づき発表された成果数(論文、学会発表、特許の件数など) 【前年度と同水準】	○「事前評価員会」による学術的･行政的観点に基づく評価･採択と、「中間･事後評価員会」による研究成果の検証及び採点に基づく、採択課題の継続率 【2023 年度に 100%】	**㉓　マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組** ⅲ　医療等分野における研究開発の促進 ａ．医療等分野のデータを利活用した研究開発を促進。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　６．再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	**㉔ 世代間･世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討**			
		ⅰ 高額療養費制度の在り方 《所管省庁：厚生労働省》			
―	―	**㉕ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討** ⅱ その他の課題			
		ａ．現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
○頻繁な価格交渉の改善 【200 床以上の病院、20 店舗以上の調剤薬局チェーンにおける、年間契約の割合 2025 年度末までに 60%以上(軒数ベース、金額ベース)】	○医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率 【2022 年度の調査結果を踏まえて新たな指標を設定】	**㉞ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善**			
		ａ．「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(2021 年 11 月改訂)に基づき、流通改善に取り組むとともに、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
―	―	**㉟ 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討**			
		ａ．医療機器の流通に関して関係団体との協議を踏まえ、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
―	―	**㊳ 診療報酬改定における前回改定の結果･保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明**			
		ａ．診療報酬改定の内容について分かりやすい周知を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障　６．再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	―	㊴ **社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討** ⅰ　マクロ経済スライドの在り方			
		ａ．2021 年４月に施行された、名目手取り賃金変動率がマイナスで、かつ名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、名目手取り賃金変動率にあわせて年金額を改定するルールに対応していくとともに、マクロ経済スライドの仕組みの在り方について、2020 年改正法の検討規定に基づき、今後の検討課題について省内で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		㊴ **社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討** ⅳ　高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し			
		ａ．公的年金制度の所得再分配機能の強化について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の検討規定、附帯決議に基づき、省内で検討を行う。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		ｂ．個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。 《所管省庁：財務省》			
○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【2025 年度までに 50%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者の数/就労支援事業等の参加者数) ○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2025 年度までに 45%】	【2025 年度までに 65%】 (就労支援事業等の参加者数/就労支援事業等の参加可能者数) (参考)就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況 ○頻回受診対策を実施する自治体 【毎年度 100%】 (頻回受診対策を実施する自治体/頻回	㊵ **就労支援を通じた保護脱却の推進等のための自立支援に十分取り組む**			
		ａ．生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 就労支援事業等の既存事業の積極的な活用を促し、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立を促進する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　６．再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
(「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯数/「その他の世帯」数) ○被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者 【2025 年度までに 26%】 ○被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者 【2025 年度までに 28%】 (参考)就労支援事業等の参加者の就労･増収率についての自治体ごとの状況 (参考)「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況 ○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合 【2024 年度において 2020 年度比２割以上の改善】 (参考)生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差	受診対策の実施対象自治体数)	**㊶　生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化**			
		ａ．頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、「医療扶助に関する検討会」の議論等を踏まえ、更なる適正化に向けた検討を行う。また、その他医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、ＥＢＰＭの観点も踏まえて検討を行う。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｂ．生活保護からの就労･増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．級地制度について、生活保護基準の次期検証結果等も踏まえ、あり方の検討を行う。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｄ．中長期的課題として、都道府県のガバナンスを強化する観点から、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　６．再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		㊷ **生活保護制度について、更なる自立促進のための施策等を検討し、必要な見直し**			
		※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
(参考)生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【毎年度 75%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者数/就労支援プラン対象者数。 生活困窮者自立支援統計システム) ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合 【毎年度 90%】 (自立に向けての改善が見られた者数/自立生活のためのプラン作成者数。 生活困窮者自立支援統計システム)	(参考)福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率 ○自立生活のためのプラン作成件数の割合 【毎年度年間新規相談件数の 50%】 (自立生活のためのプラン作成件数/年間新規相談件数。 生活困窮者自立支援統計システム) ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合 【毎年度プラン作成件数の 60%】 (自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数/自立生活のためのプラン作成件数。 生活困窮者自立支援統計システム) ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 【2025 年度までに 40 万件】 (参考)自立相談支援機関が他機関･制度へつないだ(連絡･調整や同行等)件数 (参考)任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率 (参考)就労準備支援事業及び家計改善支援事業の利用件数	㊸ **生活困窮者自立支援制度の着実な推進** ａ．改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面･社会生活面の改善を含め、就労･増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。 ※2025 年度以降も実施 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→

社会保障　６．再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

(再掲)

①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)(社保-38)
②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討(社保-38)
④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討(社保-40)
⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正(社保-42ⅰ)
⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が 27 年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す) (社保-42ⅰ)
⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討(社保-59)
⑩看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討(社保- 50ⅰ(特定行為研修制度の推進))
⑪都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組
ⅰ地域医療介護総合確保基金による病床のダウンサイジング支援(社保-38)
ⅱ医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第 14 条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討(社保-42ⅲ)
ⅳ都道府県の体制・権限の整備の検討(社保-38)
⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築(社保-16、19、20)
⑬国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映(社保-42ⅰ)
⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計
ⅰ2018 年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立(社保-29)
ⅱ国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映(社保-51)
ⅲ健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化(社保-29)
ⅳ医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方(社保-13)
⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進(社保-20)
⑯セルフメディケーションの推進(社保-59)
⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討(社保-44、45)
⑱高齢者のフレイル対策の推進(社保-21)
⑲「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進(社保-18ⅰ、ⅱ)
⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開(社保-27、28)
㉒介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やＩＣＴ・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上(社保-50ⅵ(ＩＣＴ・介護ロボットの活用)、34(介護助手など多様な人材の活用)、50ⅲ(事業経営の規模の拡大))

社会保障　６．再生計画の改革工程表の全 44 項目の着実な推進

(再掲)

㉓マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組

ⅰ 医療保険のオンライン資格確認の導入(社保-２)

ⅱ 医療・介護機関等の間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性向上(社保-７、８)

㉖医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討(社保-60)

㉗公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討

ⅰ 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討(社保-66(軽度者に対する生活援助サービス))

ⅱ 医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成 28 年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す(社保-55ⅰ)

ⅲ 生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の在り方等の検討(社保-57ⅱ)

ⅳ 市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討(社保-61)

㉘後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる(社保-58)

㉚後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討(社保-55ⅲ)

㉛基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討(社保-55ⅲ)

㉜市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化(社保-55ⅱ)

㉝薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討(社保-55ⅱ)

㊱かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す(社保-59)

㊲平成 28 年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し(社保-56)

㊴社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討

ⅱ 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大(社保-32)

ⅲ 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方(社保-33)

㊶生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化

b マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画」や「医療扶助に関する検討会」の議論を踏まえ、2023 年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。(社保-２)

㊷2021 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

a 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進(社保-㊵ａ)

b 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う(社保-㊶ｃ)

２．社会資本整備等

社会資本整備等

【政策目標】

① 公共投資における効率化・重点化と担い手確保、予防保全型への転換等によるインフラメンテナンスの中長期的なトータルコストの抑制

② 民間の資金・ノウハウの最大活用と公的負担の最小化（ＰＰＰ／ＰＦＩの事業規模目標：2022-31年度30兆円）

③ デジタルの力を活用した地域づくり（スマートシティ、不動産ＩＤ等の総合的な活用等）と持続可能なまちづくり（コンパクトプラスネットワーク等）を一体的に促進

○予防保全型の老朽化対策、デジタル化・スマート化の推進：2022年度内に、個別施設毎の維持管理・更新の具体の対応方針を定めた個別施設計画の100%策定を進めるとともに、個別施設計画の充実、包括的民間委託の導入促進等により、広域的・戦略的なインフラマネジメントを推進。また、インフラデータの有効活用による研究・開発、イノベーションの促進のため、有用性の高いシステムの研究開発を進めるとともに、各種データの連携に関する取組をまとめたロードマップの作成等を通じて、連携型インフラデータプラットフォームの構築を進める。

○ＰＰＰ／ＰＦＩの推進：2022～2031年度の事業規模目標（30兆円）を設定(注1)し、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）や文化・社会教育施設等の重点分野を中心に、ＰＰＰ／ＰＦＩの導入を促進。上下水道分野は、公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成・周知することで先進事例を横展開。また、2026年度までに全都道府県で地域プラットフォームを設置するとともに、優先的検討規程の策定支援や専門家派遣、財政負担支援を通じて、特に人口20万人未満の中小規模自治体におけるＰＰＰ／ＰＦＩの導入を拡大。

○不動産ID等の総合的な推進：官民の幅広い分野における成長力強化を図るため、2023年春までに官民プラットフォームを設置し、不動産ＩＤの社会実装に向けた推進体制を整備する。さらに、2023年度に不動産番号等の不動産登記の表示に関する情報の電子データを利活用するために技術実証を実施し、不動産ＩＤやベース・レジストリとの連携を含めた具体的なロードマップを検討する。

（注1）2013～2020年度までの累計額：26.7兆円

参考図表（社会資本整備等）

＜個別施設計画の策定率＞

（%）

施設名	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
空港	100	100	100	100	100
鉄道	100	100	100	100	100
航路標識	100	100	100	100	100
港湾	100	100	100	100	100
砂防	79	100	100	100	100
下水道	70	100	100	100	100
治山施設	60	84	88	100	100
漁港施設	80	82	85	100	100
漁業の施設	75	79	84	100	100
農業水利施設	69	75	85	100	100
農道	36	52	79	100	100
農業集落排水施設	42	50	68	100	100
林道施設	33	50	67	100	100
地すべり防止施設	21	49	75	100	100
漁業集落環境施設	18	25	50	100	100
自動車道	48	52	61	100	100
河川	89	89	97	100	99
ダム	79	95	98	99	99
海岸	39	71	82	99	99
公園	93	94	95	95	99
水道	75	81	87	90	99
学校施設	7	15	39	92	98
公営住宅	89	90	90	94	98
道路（橋梁）	73	81	92	96	97
一般廃棄物処理施設	42	51	61	86	91
道路（トンネル）	36	53	71	83	87
文化施設	13	19	35	77	85
スポーツ施設	14	17	31	76	84
社会教育施設	11	15	29	76	84
福祉施設	23	28	40	72	79
医療施設	10	21	24	56	72

16分野

目標値,
2022年度末
までに100%
（31分野全て）

（備考）「第37回 経済・財政一体改革推進委員会資料」等より作成。

＜ＰＰＰ／ＰＦＩの事業規模目標額＞

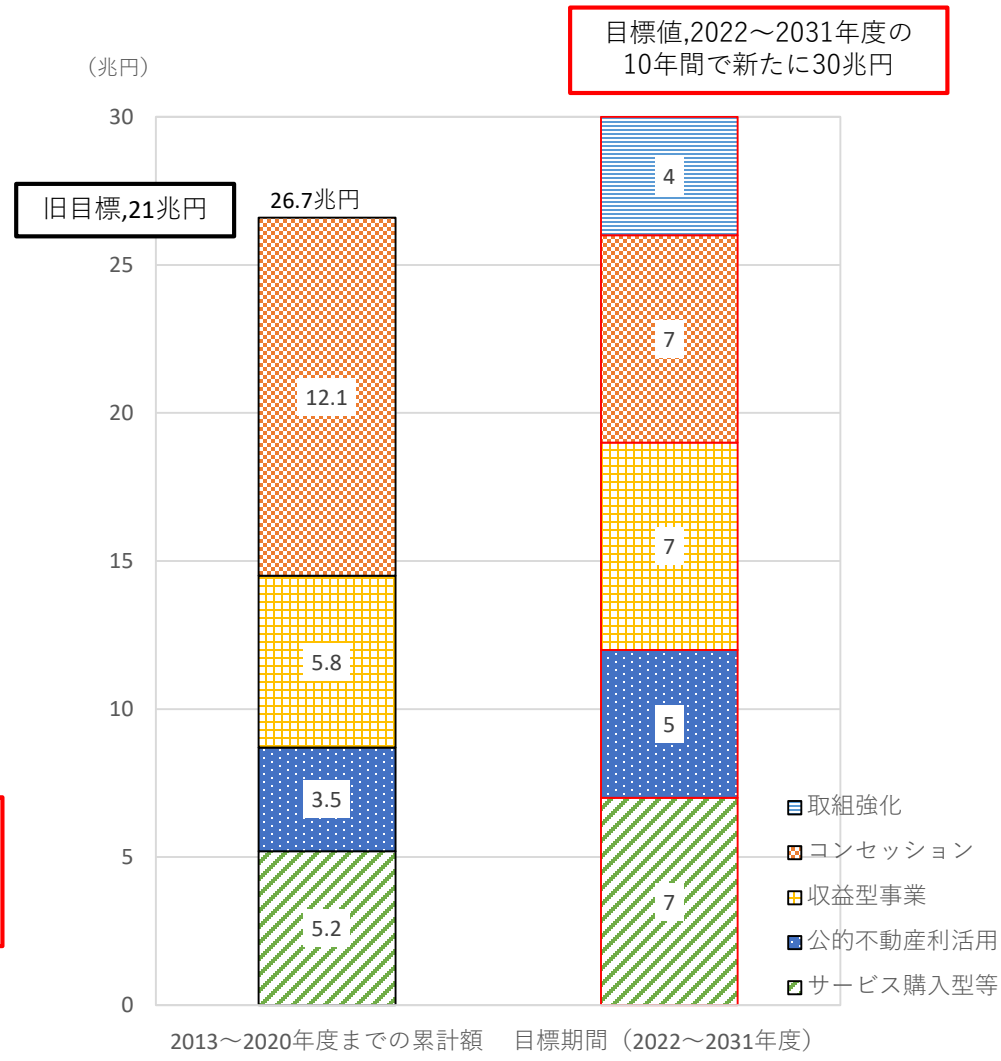

（備考） 内閣府資料より作成。

社会資本整備等　１．公共投資における効率化･重点化と担い手確保

政策目標

公共投資における効率化･重点化と担い手を確保するため、i-Construction の推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的･効果的な老朽化対策等に取り組む。
･i-Construction について、調査･測量から設計、施工、検査、維持管理･更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を２割向上することを目指す。
･また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理･更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○ＩＣＴ土工の実施率(直轄事業)：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○ＩＣＴの活用対象：橋梁･トンネル･ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大	**１．ＩＣＴの活用(i-Construction の推進)**			
		ａ．３次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、ＩＣＴ活用工種について、構造物工や小規模工事等への更なる適用拡大を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｂ．小規模を除く公共工事においてＢＩＭ／ＣＩＭを原則適用とする。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｃ．中小建設業、地方公共団体へのＩＣＴ施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、受発注者を対象とした講習会の実施、業界全体でＩＣＴ施工未経験企業へのアドバイスを行う人材･組織の育成の取組等を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｄ．国土交通省におけるＩＣＴ施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性２割向上(作業時間短縮効果から算出)を 2024 年度に実現するなど、ＩＣＴ施工等により建設現場の生産性を 2025 年度までに２割向上させることを目指して取組を進める。 (参考)単位労働者･時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2019 年度 6.6%(2015 年度比の増加率) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等　１．公共投資における効率化･重点化と担い手確保

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(下記の３つの指標)：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］ 「労働力調査」から算定する技能者数 「学校基本調査」から算定する入職数 「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額	○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025 年度までできるだけ早期に100% ○国･都道府県･市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率：2023 年度末までに 100% ○女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下 ○入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇	**２．中長期的な担い手の確保**			
		(技能労働者の処遇改善) ａ．2020 年 10 月１日以降、建設業の許可･更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、ＫＰＩ第１階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｂ．技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的･持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定･適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		(働き方改革) ａ．2024 年４月からの罰則付時間外労働規制の適用を見据え、中央建設業審議会において作成･勧告した「工期に関する基準」の周知等を行う。また、新･担い手３法の施行により、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、工期の適正化に向けた取組を推進する。 《所管省庁：国土交通省》	→		
		ｂ．担い手の更なる入職･定着に向けて、施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		(人材育成) ａ．2019 年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及･拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の実施等を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等　１．公共投資における効率化･重点化と担い手確保

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報･教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(2020 年１月策定)」を踏まえ、女性技術者･技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
－ (次年度以降の改定で記載)	－ (次年度以降の改定で記載)	**３．インフラデータの有効活用**			
		(連携型インフラデータプラットフォーム) ａ．内閣府(科学技術･イノベーション担当)において関係省庁と連携し、インフラ分野での連携型データプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体･民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始する。技術面･事業面などの観点でのインパクトや実現性の分析調査を行い、有用性の高いシステムの研究開発を進めるとともに、各種インフラデータの連携に関する取組をまとめたロードマップを作成する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
		ｂ．次年度以降、改革工程表においてＫＰＩ第１階層、第２階層を設定する。その際、インフラデータ連携によるインフラ維持管理の効率化への寄与にも留意する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
	○維持管理データベースと連携する累積データベース数(施設管理者)：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	(各インフラ分野の維持管理データベース) ａ．インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等　１．公共投資における効率化･重点化と担い手確保

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	(国土交通データプラットフォーム) ａ．国土交通データプラットフォームについて、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		(研究開発の推進) ａ．官民研究開発投資拡大プログラム(ＰＲＩＳＭ)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2022 年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分) 《所管省庁：内閣府》	→		
○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ	○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価･事後評価の実施率(直轄事業･補助事業)：100%	**４．重点プロジェクトの明確化**			
		(ストック効果の把握･事業評価) ａ．事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的･客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫･教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		ｂ．公共事業における事業評価について、評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
―	―	(交付金事業･補助事業) ａ．地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのＢ／Ｃの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等　１．公共投資における効率化･重点化と担い手確保

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加	**５．効率的･効果的な老朽化対策の推進**			
		(包括的民間委託) ａ．包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○国内の重要インフラ･老朽化インフラの点検･診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030 年までに 100%	○新技術の現場試行累積数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	(新技術導入促進による業務効率化) ａ．インフラメンテナンス国民会議等における現場試行･実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		ｂ．アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果(コスト縮減･工程短縮等)を把握する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
	○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2025 年末までに 3,000 者	(インフラメンテナンス国民会議) ａ．インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進･優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
―	―	(インフラ長寿命化計画のフォローアップ) ａ．定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる(新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等)。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等　１．公共投資における効率化･重点化と担い手確保

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に 100%	(予防保全型の老朽化対策への転換) ａ．インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検･診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのＰＤＣＡサイクル(メンテナンスサイクル)を確立･実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握･公表、データの蓄積･活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。(2026 年以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
○施設の集約化･複合化等の計画数･実施数：進捗状況をモニターする［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○個別施設計画の策定率：2022 年度末までに 100% ○総合管理計画の見直し策定率：2023 年度末までに 100% ○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理･更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	**６．総合管理計画･個別施設計画の策定、見える化･横展開**			
		(総合管理計画) ａ．総合管理計画の見直しについて、2021 年度末までの状況の分析を行った上で、2023 年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。 《所管省庁：総務省》	→		
		ｂ．公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、効率化の効果を含めたインフラ維持管理･更新費見通しを見える化するなど、見える化の内容の更なる充実を図るとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理･更新見通しの見直しを行うよう、技術的な助言を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

社会資本整備等　１．公共投資における効率化･重点化と担い手確保

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設) ａ．個別施設計画の内容充実･更新を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		ｂ．個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定･充実、計画の実行を促すため、先進･優良事例の横展開等を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) ※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度･公表の有無･計画期間、維持管理･更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		ｃ．地方の自主性及び自立性の確保も念頭に置きつつ、計画内容の標準化について検討を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
		(総合管理計画･個別施設計画の策定状況) ａ．総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、関係省庁》	→	→	→
		(広域的･戦略的なインフラマネジメント) ａ．地域における広域的･戦略的なインフラマネジメントの一層の推進に向けて、地域毎の特性に応じた具体的な取組を検討する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等　１．公共投資における効率化･重点化と担い手確保

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．地域における施設の集約化･複合化などを通じたインフラメンテナンスの効率化が進むよう支援する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等　２．ＰＰＰ／ＰＦＩの推進

政策目標

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン」に基づき、多様なＰＰＰ／ＰＦＩの活用を重点的に推進するとともに、地方部へのノウハウの浸透を図るなど、地方公共団体等がＰＰＰ／ＰＦＩに取り組みやすい方策等を講じる。事業規模目標(2022～2031 年度の 10 年間で 30 兆円)の達成を目指す。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：アクションプランに定める目標と同じ	○優先的検討規程に基づき新たなＰＰＰ／ＰＦＩ事業の検討を実施した団体数：2024 年度末までに 334 団体 ○地域プラットフォームの設置率：2026 年度末までに全都道府県で設置 ○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入可能性調査等を実施した人口 20 万人未満の地方公共団体数：2021 年度～2023 年度に 200 団体 ○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口 20 万人未満の地方公共団体数：2021 年度～2023 年度に 550 団体	**７．ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランの推進**			
		ａ．アクションプランに記載されている施策の進捗状況等のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを行う。アクションプランに定める各取組方針に基づき、ＰＰＰ／ＰＦＩを一層推進する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
		ｂ．水道について、改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		ｃ．下水道について、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、ＰＰＰ／ＰＦＩ導入の成果について周知する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｄ．空港について、アクションプランに掲げられた措置等により、公共施設等運営事業の導入を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｅ．スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)について、地方公共団体による公共施設等運営事業の導入に関して、必要な支援等の検討を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

社会資本整備等　２．ＰＰＰ／ＰＦＩの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｆ．文化･社会教育施設について、公共施設等運営事業含むＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入を促進するため、必要な支援等の検討を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｇ．一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のＰＰＰ／ＰＦＩの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設)について、着実に運用する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		ｈ．アウトカム指標の充実に向けて、ＰＰＰ／ＰＦＩによる多様な効果について、事例を収集、見える化し、適切な事業評価の実施に資する分析手法の検討を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：アクションプランに定める目標と同じ	○優先的検討規程に基づき新たなＰＰＰ／ＰＦＩ事業の検討を実施した団体数：2024 年度末までに 334 団体	**８．優先的検討規程の策定･運用**			
		ａ．優先的検討規程の策定･運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題･ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023 年度までに人口 10 万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10 万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定･運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、総務省、関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等　２．ＰＰＰ／ＰＦＩの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：アクションプランに定める目標と同じ	○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入可能性調査等を実施した人口 20 万人未満の地方公共団体数：2021 年度～2023 年度に 200 団体 ○地域プラットフォームの設置率：2026 年度末までに全都道府県で設置 ○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口 20 万人未満の地方公共団体数：2021 年度～2023 年度に 550 団体	**９．ＰＰＰ／ＰＦＩ推進のための地方公共団体への支援**			
		ａ．地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム)の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するＰＰＰ／ＰＦＩの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員･地域事業者向けの研修･セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、ＰＰＰ／ＰＦＩの具体的案件形成を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、国土交通省、関係省庁》	→	→	→
		ｂ．ワンストップ窓口制度やＰＦＩ推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へより的確な支援を行い、ＰＰＰ／ＰＦＩの更なる推進を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
		ｃ．専門家の派遣や初期財政負担支援等により、地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の策定･運用支援等を行い、人口 20 万人未満の地方公共団体の特性に応じたＰＰＰ／ＰＦＩの導入を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
		ｄ．キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等　２．ＰＰＰ／ＰＦＩの推進

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．上下水道について、先進事例を参考に公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成(2022 年度中)･周知することで、先進事例の横展開を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省、国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

政策目標

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、デジタルの力を活用した地域づくりとコンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化を一体となって進める必要がある。このため、デジタル田園都市国家構想の一翼を担うスマートシティの推進や不動産ＩＤ等の総合的な活用など、デジタルの力により地域課題に取り組むための基盤整備を進めるとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、持続可能なまちづくりと地域公共交通ネットワークの再構築を一体的に進める。併せて、空き家等の利活用や所有者不明土地対策等を推進する。
①社会のＤＸ化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。このため、デジタル基盤、運営体制、人材等のスマートシティ推進の基盤整備を図るとともに、質的な効果に着目した活動・サービス推進を通じ、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値・経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地で形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。②市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024 年度末までに評価対象都市の２/３とすることを目指す。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○都市ＯＳ(データ連携基盤)を介したデータ連携地域数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］ ○ＡＰＩカタログ上でのＡＰＩ公開件数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○都市ＯＳの導入地域数：2025 年までに 100 地域 ○ＡＰＩカタログを公開した地域数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	**１０．デジタルの力を活用した地域づくりの推進**			
		(スマートシティの推進) ①データ連携・都市ＯＳ ａ．スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、2022 年度中にスマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｂ．関連ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｃ．各府省のスマートシティ関連事業において、都市ＯＳ(データ連携基盤)を整備する際は、スマートシティリファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○スマートシティ構築を先導する人材が確保された地域数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○スマートシティ構築を先導する人材の育成プログラムの受講者数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	②人材の確保 ａ．2022 年度中にスマートシティ構築を先導する人材像を明確化し、その育成プログラムに関する情報を、スマートシティガイドブックに掲載する。	→		

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．リカレント教育やデータリテラシー向上等に取組む大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。	→		
		ｃ．関係府省との連携強化を図りつつ、大学等を中核としたイノベーションの創出と地域のニーズに応え社会変革を行う人材の育成に資する共創の場の形成を推進する。	→		
		ｄ．スマートシティの人材育成プログラムを周知するとともに、人材に関する情報提供を行う。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
－ (次年度以降の改訂で記載)	○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	③スマートシティサービスの普及と推進体制 ａ．スマートシティ施策のＫＰＩ設定指針に関し、各分野のスマートシティサービスに関する更に適切な評価指標の設定について、調査・評価指標に留意しつつ、2022 年度中に関係各府省との連携により検討する。その際、デジタル田園都市国家構想における Well-being 指標との関係にも留意する。	→		
○スマートシティサービスの運営組織数：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○スマートシティに取組む自治体及び民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数)：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］ ○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数：毎年度増加	ｂ．官民連携プラットフォームを通じて、関係府省庁等が連携して、ハンズオン支援や自治体と民間企業のマッチング支援を行うとともに、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)」を踏まえて検討	○スマートシティ数：2025 年までに 100 ○スマートシティで構築された社会領域サービス数 - 社会領域(モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政等)	ｃ．関係府省による合同審査会についてデジタル田園都市国家構想の取組との連携を強化するとともに、合同審査会を踏まえた事業選定等を通じ、ＭａａＳや自動運転、ドローン、グリーン化といった個別の分野も含めた全国各地のスマートシティ関連事業を推進し、実証から実装に向けた支援を行い、定着・発展を図る。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	○スマートシティで構築された経済領域サービス数 - 経済領域(産業／経済 等) ○スマートシティで構築された環境領域サービス数 - 環境領域(環境／エネルギー 等)：2025 年までに３領域の合計で 100	ｄ．社会領域(モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政 等)、経済領域(産業／経済 等)及び環境領域(環境／エネルギー 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｅ．2022 年度末までにスマートシティガイドブック等の改訂を行い、評価、人材、資金持続性等のスマートシティ運営上の課題解決の取組事例等の普及展開を行う。	→		
		ｆ．デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定や包括的データ戦略の改定を踏まえ、全国各地でデジタルの力を活用し様々な課題に取り組むためのデジタル基盤としてのスマートシティサービスの幅広い活用に向けたロードマップを策定する。	→		
		ｇ．「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ＡＳＥＡＮスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁、デジタル庁)》			
－ (次年度以降の改訂で記載) ※官民連携プラットフォーム(協議会)において策定する具体的な工程表に基づき検討することとする。	－ (次年度以降の改訂で記載) ※官民連携プラットフォーム(協議会)において策定する具体的な工程表に基づき検討することとする。	(不動産ＩＤ等の総合的な推進) ａ．各不動産の共通コードである「不動産ＩＤ」により、不動産関連情報の連携・活用を促進し、不動産業界の生産性及び消費者利便の向上を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．「建築・都市のＤＸ」を推進し、建築ＢＩＭや３Ｄ都市モデル(ＰＬＡＴＥＡＵ)等の情報連携のキーとして、各不動産の共通コードである「不動産ＩＤ」の社会実装を図ることで、デジタルツインを活用した官民の多様なデータ連携を図る。(2026 年以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｃ．地方公共団体における都市計画ＧＩＳの利活用の促進・充実とオープンデータ化のための環境整備をするとともに、不動産ＩＤ等の多様な空間データとの相互連携方策を検討する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｄ．不動産ＩＤを情報連携のキーとして、官民データの連携を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、行政のＤＸなど、官民の幅広い分野における成長力強化を図るため、2023 年春までに官民プラットフォーム(協議会)を設置する。また、関係省庁の役割分担の下、具体的な工程を策定し、不動産ＩＤの社会実装に向けた推進体制を整備する。 《所管省庁：国土交通省、内閣府、関係省庁》	→		
		ｅ．幅広い主体による不動産ＩＤの付番を促進するため、「土地関連台帳間連携プラットフォーム」と連動した、不動産ＩＤの取得・確認手法の実用化に向けた技術実証を実施する。 《所管省庁：国土交通省、デジタル庁、法務省》	→		
		ｆ．不動産番号等の不動産登記の表示に関する情報の電子データを各行政システム間の連携により効率的に利活用するための仕組みについて、2023 年度に技術実証を実施する。 《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省》	→		

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｇ．土地関連台帳間連携プラットフォームについて、不動産ＩＤやベース・レジストリとの連携のあり方、推進体制、データフロー等の具体的なロードマップを検討する。 《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省、関係省庁》	→		
○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024 年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の２/３ ① 政令市・中核市 ② ①以外の人口 10 万人以上の都市 ③ 人口 10 万人未満の都市	○立地適正化計画を作成した市町村数：2024 年度末までに 600 市町村 ○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数：2024 年度末までに 400 市町村	**１１．持続可能な多極連携型まちづくりの推進**			
		(立地適正化計画の作成・実施の促進) ①予算措置等による支援策の充実 ａ．予算措置等により市町村の計画作成や、計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等など、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資する支援を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｂ．現地訪問やコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。また、地域公共交通計画の作成検討を引き続き立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付要件とする。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｃ．2015 年から 2030 年までに人口が２割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｄ．市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集の更新や国土交通省ウェブサイトの充実等により、市町村に情報提供を行う。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		②モデル都市の形成・横展開 ａ．都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｂ．過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｃ．国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。 (2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		③効果的な評価指標設定の啓発 ａ．コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		④スマート・プランニングの推進 ａ．2020 年度に作成し、2022 年度に更新版を公表した「データを活用したまちづくり～取組のヒントと事例～」について継続的な周知を行い、各自治体におけるデータを用いたまちづくりの高度化を推進する。	→		
		⑤立地適正化計画制度・運用の更なる改善 ａ．災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		《所管省庁：国土交通省、コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》			
○地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○地域公共交通計画の策定件数：2024 年度末までに 1,200 件 ○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数：2024 年度末までに 400 市町村	(地域公共交通計画の作成･実施の促進、地域公共交通ネットワークの再構築) ａ．公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｂ．地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｃ．2020 年 11 月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｄ．交通事業者と地域との官民共創、交通ＤＸ･ＧＸ等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築に向けて、法整備等を通じ、国が中心となって交通事業者と自治体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等を実施するため、交通政策審議会地域公共交通部会における議論を踏まえ、新たな制度を具体化する。 《所管省庁：国土交通省》	→		

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023 年度末までに 90%	○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023 年度末までに 100%	(都市計画道路の見直し) ａ．「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030 年において 400 万戸程度におさえる ○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030 年までに 14 兆円	○クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業による新たな投資：約 280 億円(2025 年度) ○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数：20 万物件(2021～2030 年度) ○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023 年度末までに約 35 件 ○立地誘導促進施設協定の締結数：2023 年度末までに約 25 件	**１２．既存ストックの有効活用**			
		(先進的取組や活用・除却への支援) ａ．「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｂ．空き家等について、多様な取引形態での流通活性化に係る調査等を行い、空き家等の流通促進を図る。 《所管省庁：国土交通省》	→		
		ｃ．所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む所有者不明土地利用円滑化等推進法人について、モデル調査による普及・定着への支援を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｄ．不動産特定共同事業の案件形成の支援や、「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の遊休不動産に係る不動産特定共同事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｆ．空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組等に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｇ．空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｈ．空き家の発生抑制や活用促進等に資する新規性・モデル性の高いシステム構築や仕組みづくりを後押しするため、地方公共団体や民間事業者等に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》	→		
		ｉ．改正都市再生特別措置法(2018 年７月施行)等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030 年において 400 万戸程度におさえる ○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030 年までに 14 兆円	○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2025 年度に 212,000 件	(不動産市場環境の構築) ａ．不動産価格指数をはじめとした不動産情報に係る各指数の安定的な運用を図ることで不動産情報基盤を改善し、充実させる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
	○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合：2030 年度に 50%	ｂ．専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心Ｒ住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｃ．国内外のインスペクションの運用実態等を踏まえ、宅建業者による建物状況調査のあっせんのさらなる拡大に向けた検討を行うとともに、既存住宅の関連制度について必要な見直しの検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための必要な制度の運用改善を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○固定資産台帳の更新状況：毎年度 100%	(未利用資産等の活用促進) ａ．国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省》	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｃ．各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検) ａ．全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》	→	→	→
○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施：毎年度増加［改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る］ ○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加［実績調査の結果及び改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる］	○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施：2024 年度末までに約 63,000 筆の解消作業に着手 ○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2024 年度末までに約 23,100	**１３．所有者不明土地等の有効活用**			
		(所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等) ａ．「民法等の一部を改正する法律(令和３年法律第24号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和３年法律第 25 号)」が 2021 年４月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた取組を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→
		ｂ．民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→
		ｃ．長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022 年４月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→
		ｄ．2020 年７月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019 年６月から 10 年間で累計 100 件	○所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで)：2019 年６月以降に手続きを開始したものは約 21 か月(約１/３短縮)	(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行等) ａ．改正所有者不明土地法が円滑に運用されるよう、説明会等での周知活動を行うほか、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業への支援を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		ｂ．国土審議会の分科会等における審議を経て、土地基本方針の変更について検討する。 《所管省庁：国土交通省》	→	→	
		ｃ．第７次国土調査事業十箇年計画(2020 年～2029 年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるとともに、第７次国土調査事業十箇年計画の中間年(2024 年度)までに、計画事業量の達成に向けて必要な措置を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023 年度末までに８割	○制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	(所有者不明農地) ａ．所有者不明農地の利活用のための制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、ＨＰ上で公表する取組を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028 年度末までに５割	○私有人工林が所在する市町村のうち、森林経営管理制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023 年度末までに 10 割	(所有者不明森林) ａ．森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で事務手続き・ノウハウの周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積：2021 年度～2026 年度に約 130 万 ha	b．さらに、所有者不明の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインの普及・改善を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
		c．林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→

３．地方行財政改革等

地方行財政改革等

【政策目標】
① 持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革の推進
② デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地域ごとの自主的・主体的な取組の促進

○デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進（マイナンバーカードの普及等）：デジタル社会の実現に向け、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における円滑な交付のための体制整備支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。

○地方創生臨時交付金事業の「見える化」（事業効果の公表等）：地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた同交付金の在り方の観点を含めた課題の検証を行う。同交付金を活用した事業の実施状況、及び同交付金を活用した事業の効果を公表している地方公共団体数について、2023年度までに100％を目指す。（注2）

○自治体業務の効率化（地方公共団体に策定が求められる計画の必要性の検証）：地方公共団体の業務の効率化を図るとともに、より効果的な業務を実施する観点から、骨太の方針2022で設けた基本原則に基づき、法律により地方公共団体に策定が求められる計画の必要性の検証を進める。

（注2）令和２年度から令和４年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数（2022年5月時点）：952団体（53%）
令和２、３年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数（2022年5月時点）：693団体（39%）

参考図表（地方行財政改革等）

＜マイナンバーカード交付枚数・交付率＞

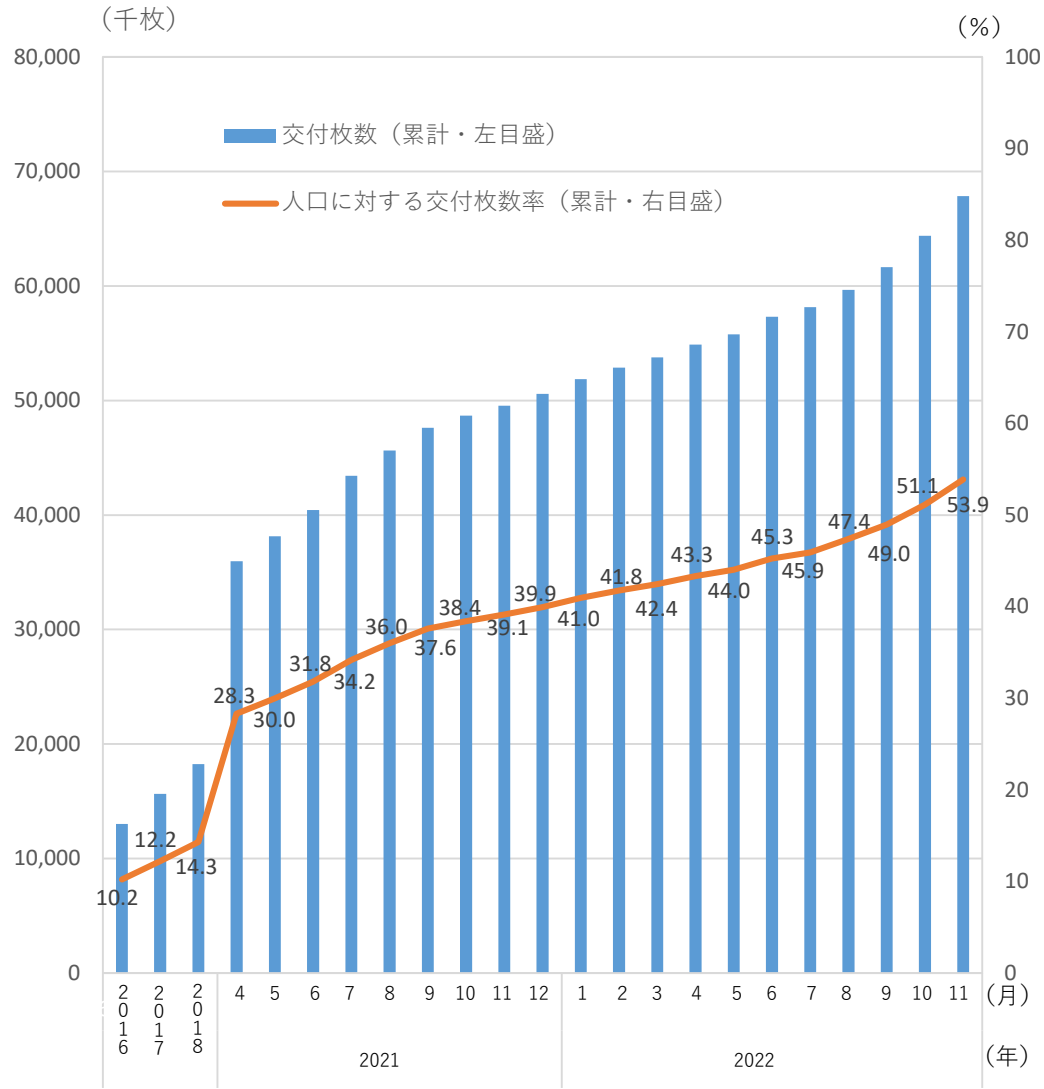

（備考） 1．総務省資料より作成
2．2016年、2017年は12月の値。2018年は11月の値。

＜地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況・効果の公表＞

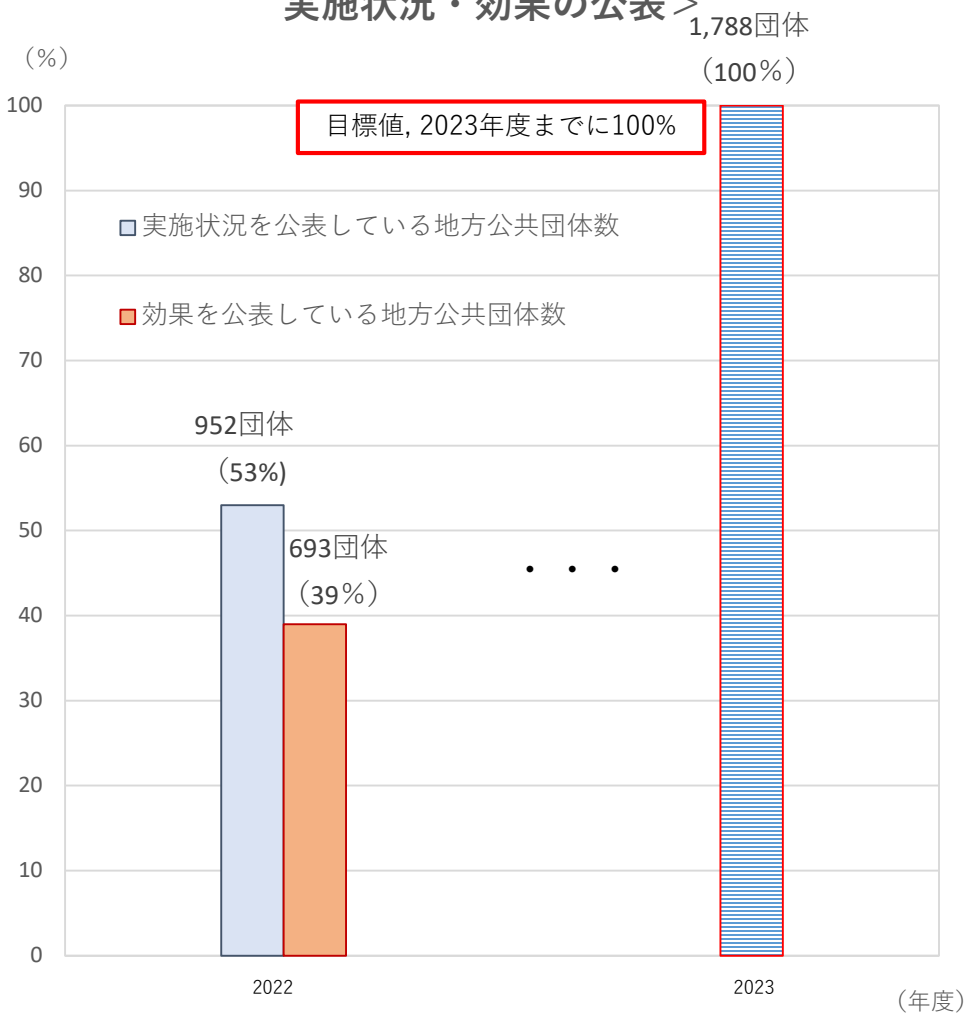

（備考） 1．内閣府「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況」より作成。
2．2022年度は2022年５月時点。

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額(減少の方向)、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率(改善の方向)

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表	○窓口業務のアウトソーシングの実施件数 【2023 年度までに 520 団体】 ○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 【2023 年度に 160 団体】 ○総合窓口を導入した自治体数 【2023 年度までに 370 団体以上】 ○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数	**１．先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映**			
		ａ．「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化(業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等)の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｂ．総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況(実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表する。あわせて、窓口業務のアウトソーシング・総合窓口の導入に関して BPR による業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図るとともに、多様な取組の実態を把握して、今後の窓口業務改革の推進のあり方について検討する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｃ．窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
自治体デジタルトランスフォーメーション(ＤＸ)推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等で規定	○ＡＩ、ＲＰＡ導入地域数 【2023 年度までに 880 団体】 ○ＡＩ、ＲＰＡガイドブックに効果や利便性の高い事例を蓄積する ○2025 年度までの全地方公共団体の標準化対象事務である 20 の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の３割削減目標の達成など、デジタル活用による定量的な行政効率化効果	**２．自治体ＤＸ推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進**			
		ａ．2022 年 9 月に改定された自治体ＤＸ推進計画に基づき自治体ＤＸを推進する。国の取組の進捗等を踏まえ、必要に応じてＤＸ計画の見直しや経済・財政一体改革推進委員会の WG でフォローアップを行う。 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｂ．自治体ＤＸ推進計画に基づく取組を推進するため、民間人材サービス会社等と連携し、自治体におけるデジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援等を実施するとともに、市町村が CIO 補佐官等として、外部人材の募集又は任用等を行うための経費について財政措置を講ずる。また、自治体間で連携してデジタル人材を確保する取組を推進するとともに、自治体で活躍するデジタル人材のネットワークを構築し、優良事例等の横展開を行う。 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｃ．ＡＩ・ＲＰＡの利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｄ．マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における円滑な交付のための体制整備の支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。同時に、マイナンバーカードの利活用拡大をはじめとしたデジタル活用による行政の効率化を進める。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、デジタル庁》	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．2025 年度までに、全地方公共団体の標準化対象事務である 20 の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の３割削減目標の達成を目指す。 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》	→	→	→
		ｆ．その他、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和４年６月閣議決定)等に沿って対応する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○経営戦略の見直し率 【2025 年度までの見直し率 100%】 ○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017 年度決算(959 事業)より減少】	**３．公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進**			
		ａ．経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査･見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｂ．経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｃ．９分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｄ．水道、下水道などの公営企業についてＩＣＴ等デジタル技術を活用した管理を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口３万人未満) 【2024 年度予算から対象事業の100%】 ○その他の事業における公営企業会計の適用事業の割合 【増加】	**４．公営企業会計の適用促進**			
		ａ．重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口３万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。 《所管省庁：総務省》	→		
		ｂ．その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《所管省庁：総務省》	→		

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○広域連携に取り組むこととした市町村数 【2022 年度までに 650 団体】 ○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022 年度末までに 47 都道府県】 ○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 【2025 年度までに 100%】	**５．水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進** **《所管省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省》**			
		ａ．持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｂ．各都道府県における 2022 年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてＰＰＰ／ＰＦＩをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促す。 　また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップするとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｃ．官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ＩＣＴ等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のＣＰＳ／ＩｏＴの活用)、ＰＰＰ／ＰＦＩの導入や広域化・連携を促進。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｄ．水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○広域化に取り組むこととした地区数(完了した地区数) 【2023 年度から 2025 年度までに 180 地区】 ○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022 年度末までに 47 都道府県】	**６．下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進** **《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》**			
		ａ．持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｂ．改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｃ．都道府県における、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じてＰＰＰ／ＰＦＩの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画の策定。	→		
		ｄ．各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｅ．先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ＩＣＴ等デジタル技術を活用した管理、ＰＰＰ／ＰＦＩの導入や広域化・連携を促進。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		ｆ．具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、ＰＰＰ／ＰＦＩ導入の成果について周知する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○公立病院経営強化プランの策定率 【2023 年度末までに 100%】	**７．公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進**			
		ａ．「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、2023 年度末までにすべての公立病院において経営強化プランを策定。 《所管省庁：総務省》	→		
○経営健全化のための方針の策定要件 ①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の割合 ①債務超過法人 ②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が５年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の 10%以上である場合も含む) ③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】 ○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付) 【減少、進捗検証】	○経営健全化のための方針の策定率 【全対象団体で策定】	**８．第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進**			
		ａ．財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握･公表するとともにその取組を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｂ．経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 【全団体】 ○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数 【全団体】 ○各団体のＢＰＲによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」 ○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」 ○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」 ○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、 2025 年度までに全団体】 ○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】 ○令和２年度から令和４年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数 【2023 年度までに 100%】	**９．地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開**			
		ａ．地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｂ．地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｃ．各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｄ．地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｅ．住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
	○令和２、３年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数 【2023 年度までに 100%】	ｆ．統一的な基準による地方公会計について、経年･団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｇ．地方単独事業を含め、医療･介護、教育や子ども･子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係府省庁》	→	→	→
		ｈ．地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた同交付金の在り方の観点を含めた課題の検証を行う。 《所管省庁：内閣府》	→		

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】	○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】	**１０．国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進**			
		ａ．所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。例えば、よくある質問(ＦＡＱ)を設け、内閣府ＨＰに掲載する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、制度所管府省庁》	→	→	→
○人口の社会減の緩和・社会増など(事後的に検証)	○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は 2024 年度までに 39 圏域。定住自立圏は 2024 年度までに 140 圏域】 ○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標(ＫＰＩ)の達成率【進捗検証】 ○複数の市町村による共同策定が可能であることについて明確化されている法定計画の数【2023 年度までに 209 計画】	**１１．地方自治体の多様な広域連携の推進等**			
		ａ．連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》	→	→	→
		ｂ．今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》	→	→	→
		ｃ．各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのＫＰＩの設定を促す観点から、各圏域における施策や事業のＫＰＩの設定状況や取組状況を把握するとともに、優良事例等を各圏域にフィードバックする。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		ｄ．新型感染症拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．複数の市町村による計画の共同策定については、2021 年 7 月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、内閣府、関係府省庁》	→	→	→
		ｆ．介護保険事務のうち事業所の指導･監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○法律により地方公共団体に策定を求められる計画の数 【総量】	○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数 【新設された計画数-(廃止した計画数＋一体的策定等の条文化により減少可能な計画数)≦０】	**１２．計画策定の必要性の検証**			
		ａ．骨太の方針 2022 に沿った対応がなされるよう、関係府省庁において必要な措置を講じる。また、提案募集方式による地方からの提案等により、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係府省庁》	→	→	→

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○法定外税や超過課税による税収	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	**１３．地方の独自財源の確保(法定外税及び超過課税の活用の促進)**			
		ａ．課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
―	―	**１４．国と地方の新たな役割分担等**			
		ａ．大都市圏における第３次医療圏を超えた医療機関･保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		ｂ．社会全体におけるＤＸの進展及び今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する必要がある。このため、総務省は、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、将来の地域住民サービスの在り方を見据え、国･地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担や連携の在り方を明確化する観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。 《所管省庁：総務省》	→		

地方行財政改革等　２．デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

政策目標

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、国・地方はデジタル田園都市国家構想基本方針で示された方向性にのっとり、様々な施策を通じて、当面の取組を進める。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○地方創生推進費(仮称)の算定に使用している指標(若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等) ○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(地方税収入額、地方債依存度)	○地方創生推進費(仮称)のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024 年度までに、５割以上】	**１５．地方交付税(地方創生推進費(仮称))について改革努力等に応じた配分の強化を検討**			
		ａ．「地方創生推進費(仮称)」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を５割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。 《所管省庁：総務省》			
○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024 年度までに 60%】 (注)今後のＫＰＩについては、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を踏まえ検討	○地域運営組織の形成数 【2024 年度までに 7,000 団体】 (注)今後のＫＰＩについては、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を踏まえ検討	**１６．地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる**			
		ａ．地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》	→	→	→
		ｂ．地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、全国フォーラムの開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
		ｃ．全国の自治体に対して取組状況を調査し、施策評価のあり方について検討を進めるほか、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてＨＰで公表、内容を充実。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》	→	→	→
		ｄ．法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→

地方行財政改革等　２．デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｅ．デジタル田園都市国家構想交付金等も活用して支援するとともに、関連経費について地方財政措置。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》	→	→	→
○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したＫＰＩの達成 (事前に設定したＫＰＩを達成した事業数／交付金対象事業数) 【目標：77%】 ○地方創生推進交付金事業全体の効果 (経済波及効果等) 【目標：1.6 倍】	○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるＫＰＩの設定(ＫＰＩを設定した事業数／交付金対象事業数) 【目標：全事業】 ○地方公共団体のＫＰＩ達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なＫＰＩ設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】	**１７．地方創生推進交付金の効果向上**			
		ａ．地方公共団体における検証体制の整備等 ・地方公共団体における、ガイドライン等の活用やデータ活用の推進を通じ、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証(デジタル技術を活用した同交付金活用事業の個別調査・分析等を含む)を実施 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		
		ｂ．先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		
○デジタル田園都市国家構想交付金対象事業について、地方公共団体において設定したＫＰＩの達成 (事前に設定したＫＰＩを達成した事業数／交付金対象事業数) 【目標：目標については、今後の実績等を踏まえて設定】	○デジタル実装に取り組む地方公共団体 【目標：デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)で規定】	**１８．デジタル田園都市国家構想交付金の創設・活用**			
		ａ．効果的な事業の採択(2026 年度以降も継続的に実施) デジタル田園都市国家構想交付金について、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組内容か、事業の成果を計測するにあたって適切なＫＰＩ設定になっているか等を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
		ｂ．効果検証・優良事例の全国展開の検討(2026 年度以降も継続的に実施) デジタル田園都市国家構想交付金の効果検証実施や、地方創生に係る特徴的な取組事例の公表等を通じた優良事例の全国展開を検討。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→

地方行財政改革等　２．デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		c. 必要予算の確保(2026 年度以降も継続的に実施) 各年度予算において、所要額を計上。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→

４．文教・科学技術

文教・科学技術

【政策目標】

① 教育政策における外部資源の活用、ＰＤＣＡの徹底、ＤＸの推進等による、学習環境の格差防止、次代を担う人材育成のための取組の質の向上（国際比較による水準の維持・向上等）

② 官民をあげた研究開発の推進、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等による、科学技術立国の実現（国際比較による研究水準の維持・向上、大学の国際競争力の強化等）

③ スポーツ・文化の価値を将来の投資に活用・好循環させることによる当該分野及び経済社会の発展

〇教育の質の向上：ＧＩＧＡスクール構想の更なる推進に向け、１人１台端末の利活用状況や次世代校務ＤＸ等に関するＫＰＩを設定。その際、学校における働き方改革の観点からも、教師の勤務実態等を踏まえた適切なＫＰＩを検討する。教育未来創造会議第一次提言等を踏まえ、デジタル・グリーン等の成長分野への大学・高専の学部再編等促進や、給付型奨学金等の中間層への対象拡大及び大学院における授業料を卒業後に所得に応じて支払う柔軟な納付（出世払い）の仕組みの創設等に取り組む。コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資に向けて、戦略的な留学生の受入れ・派遣を推進。

〇科学技術立国の実現：大学ファンドについて、引き続き運用面のリスク管理を含めた体制整備とともに、支援対象大学における合議体設置によるガバナンス変更等を行い、世界に伍する大学に向けた経営改革の実現につなげる。我が国全体の研究力向上のためには、特定分野で世界に伍していく等、多様な研究大学群の形成が重要であることを踏まえ、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」についてＫＰＩを検討する。研究時間の確保について主な阻害要因が大学運営業務等であることを踏まえ、学内事務等の割合をＫＰＩに設定し検討を重点化することで、研究に専念できる環境の整備を加速させる。コロナ禍で停滞した国際頭脳循環の活性化を目指し、世界を舞台に戦う優秀な若手研究者の育成を含む国際共同研究等を推進。研究力の多角的な評価・分析に向け、①科学研究力（論文、サイエンスマップ等）、②研究環境（研究時間、ダイバーシティ等）、③イノベーション創造関連(産学連携等)の観点から新たな指標群の開発を進める。

※次期教育振興基本計画及び次期文化芸術推進基本計画を見据えた所要の見直しを行った上で、翌年度において更なる改定を予定。

参考図表（文教・科学技術）

＜大学等教員の職務に占める学内事務などの割合＞

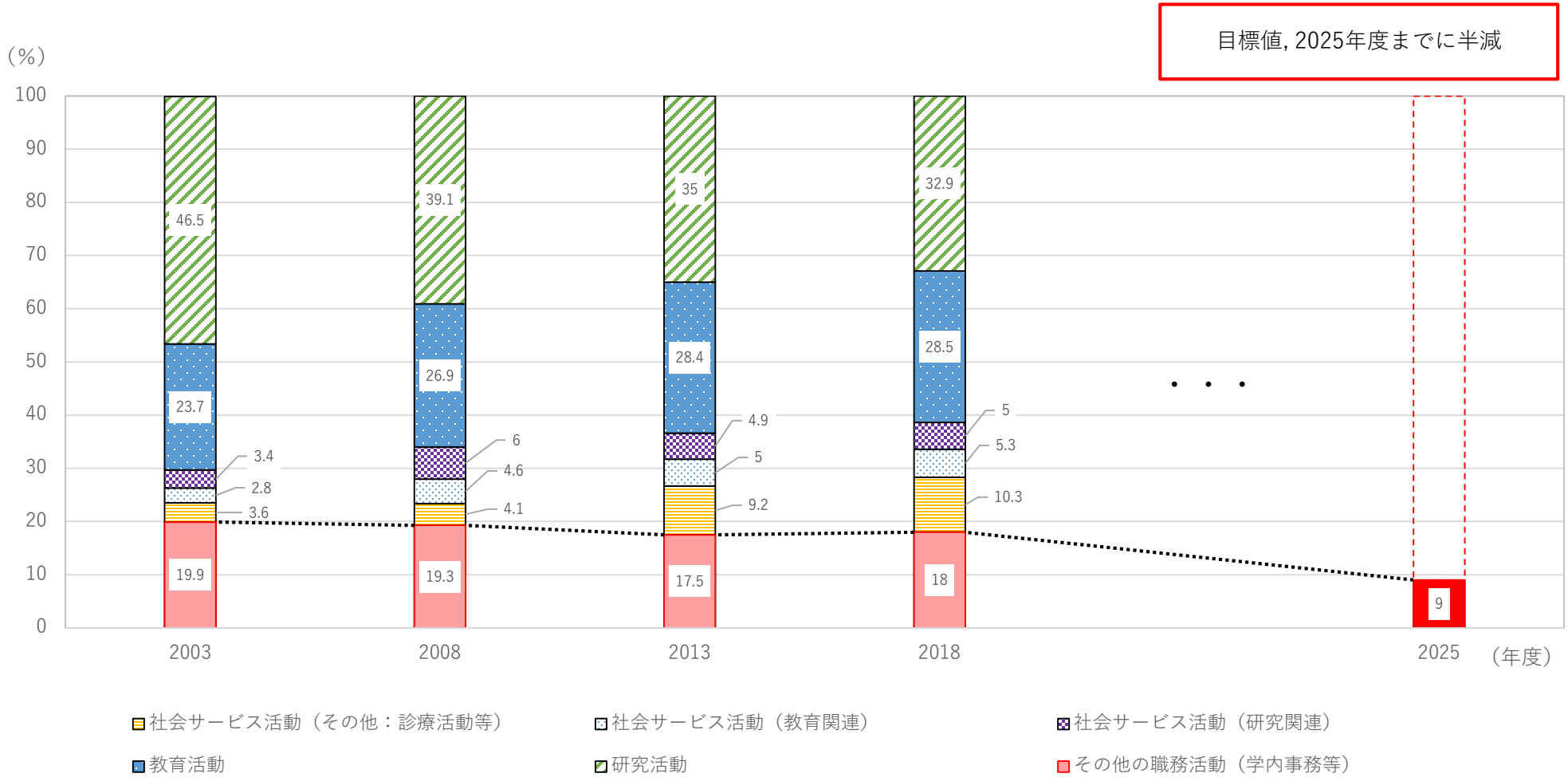

（備考）文部科学省「平成30年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」より作成。

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やＰＤＣＡサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。
・ＯＥＣＤ・ＰＩＳＡ調査等の各種調査における水準の維持・向上
※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上(ＰＩＳＡ(2015, 2018)：科学リテラシー(１位, ２位)、読解力(６位, 11 位)、数学リテラシー(１位, １位))
※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※(政令市) 【2025 年度までに 100%】 ※(市区町村) 【2025 年度までに 100%】 ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※(都道府県) 【2025 年度までに 100%】 ※(政令市) 【2025 年度までに 100%】 ※(市区町村) 【2025 年度までに 100%】	○少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等)に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 【2025 年度までに 100%】	**１．教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定**			
		ａ．公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の附則規定に基づき、少人数学級の効果等に関する実証研究を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｂ．学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について、2022 年度に実施した調査に係る分析を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｃ．公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。 《所管省庁：文部科学省》	→		
○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】 ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】	○教員業務支援員を配置している市町村の割合 【2025 年度までに 100%】 ○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合 【2022 年度までに 70%】	**2-1．学校における働き方改革**			
		(支援スタッフの活用等によるチームとしての学校の推進) ａ．支援スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策の検討及び促進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｂ．部活動改革について、部活動指導員の配置等、地域の実情に応じた総合的な取組を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》	→		

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 【2025 年度までに 75%】	(学校事務の共同実施) ｃ．学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】 ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】 ○教師のＩＣＴ活用指導力の向上 ・授業にＩＣＴを活用して指導する能力 【2023 年度までに 100%】 ・児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力 【2023 年度までに 100%】 〇１人１台端末を授業で活用している学校の割合 【2023 年度までに週３日以上活用を 90%】 〇ＩＣＴを活用した校務効率化の取組状況 【ＩＣＴを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合を 2023 年度までに 50%】 ※校務のデジタル化に関する実証研究や教師の勤務実態等を踏まえ、ＫＰＩを検討。 ○ＩＣＴ機器の活用による児童生徒の変容等の情報活用能力に関する指標の設定 ※「情報活用能力調査」(2021 年度中実施) を踏まえ検討	○学習者用コンピュータの整備状況 【義務教育段階の児童生徒１人１台端末水準を維持】 ○無線 LAN 又は移動通信システム(ＬＴＥ等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合 【2023 年度までに 100%】 ○学習者用デジタル教科書の整備状況 【2025 年度までに義務教育段階の学校において 100%】 ○情報通信技術支援員(ＩＣＴ支援員)の活用状況 【2024 年度までに４校に１人程度】 ○ＩＣＴ活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 【2023 年度までに 100%】 〇校務支援システムの導入等により校務ＤＸを推進する自治体の割合 【2025 年度までに 100%】	**2-2.　教育の情報化の加速**			
		(学校ＩＣＴ環境の整備) ａ．市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。学校のネットワークや指導者用端末など地域によるＩＣＴ環境に差が生じないよう、自治体におけるＩＣＴ環境整備に係る計画策定・実施を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｂ．義務教育段階において、１人１台端末環境を維持しつつ、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｃ．文部科学省ＣＢＴシステム(ＭＥＸＣＢＴ：メクビット)の機能拡充等を行うとともに、全国学力・学習状況調査のＣＢＴ化に向けた取組を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		(デジタル教科書の普及促進) ｄ．2024 年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、2022 年 10 月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講じる。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｅ．学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→		

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
※その他 GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会において引き続き検討し、ＫＰＩを設定。		ｆ．実証事業や報告書を踏まえ、必要な措置を講じる。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	
		(情報活用能力の育成) ｇ．情報活用能力を育成するために、ＩＣＴを活用した好事例等を発信。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		(遠隔・オンライン教育の推進) ｈ．中学校の遠隔教育特例校等における成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｉ．病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子供たちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(学校の指導体制等の充実) ｊ．高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知及び配置の促進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｋ．さらなる情報通信技術支援員(ＩＣＴ支援員)の配置を促進。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｌ．研修の充実等、学校のＩＣＴ環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｍ．特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(ＩＣＴ活用による校務改善等) ｎ．政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、ＩＣＴによる校務改善を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】 ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】	○学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定している自治体の割合 【2022 年度末までに 100%】	**３．学校施設における長寿命化計画の策定によるメンテナンスサイクルの確立**			
		(各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画(長寿命化計画)の策定) ａ．長寿命化計画の策定率 100%を達成(未策定の自治体は公表)するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｂ．整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】 ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】	○コミュニティ・スクールを導入している高等学校の割合 【2024 年度までに 50%】 ○公立高等学校において、地域 課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合 【2024 年度までに 100%】	**４．地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のＰＤＣＡサイクルと「見える化」の推進**			
		ａ．コミュニティ・スクールの導入促進や、2019 年から実施してきた「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の成果を横展開しながら、2022 年度から設置が可能となる地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を予定している学校の取組を推進するなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｂ．「マイスター・ハイスクール事業」の実施と成果の横展開等により、専門高校において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やＰＤＣＡサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・教育の質の向上

○就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上　※2018 年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る

○大学卒業者の就職・進学等率の向上　※2017 年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る

○学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上　※2016 年度実績：37.3%→毎年度：前年度実績を上回る

・被引用回数トップ 10%論文数の割合の増加　(現状値 2018-20 年:8.2%)

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025 年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を３倍増→「第６期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は 2025 年度までに、対 2018 年度比で約７割増加(2018 年度実績：884 億円、2025 年度目標値：1,467 億円)

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○国立大学法人の寄附金収入増加 【2021 年度から 2025 年度までに、年平均５%の増加】 ○研究大学における、35～39 歳の大学本務教員数に占めるテニュア教員及びテニュアトラック教員の割合 【2025 年度までに、2019 年における割合の１割増以上】 ○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たり TOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】	○運営費交付金の客観・共通指標の実績を学内の戦略的な予算配分に活用する国立大学の割合 【毎年度、前年度の実績を上回る】 ○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合　(目標) 【2026 年度までに 80%】 ○各種イベント等に参加した生徒、教員及び保護者の数 【―】	**５－１．教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し**			
		(大学の改革インセンティブにつながる国立大学法人運営費交付金の配分及び大学評価制度の改善) ａ．外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりＴＯＰ10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。(2027 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｂ．学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標により評価を実施。(2027 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｃ．関係審議会での審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改正等を検討。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合 【前年度以上】		(大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化) ｄ．意欲的な改革に取り組む私立大学の後押しとなるよう、連携・統合等に関する事例収集・周知等を進める等、経営力の向上に向けた必要な支援を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		(理工系学部における女子学生の割合向上) ｅ．女子生徒等の適切な理系分野への進路選択を促進するため、大学等による多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業、教員に対する情報提供などの取組を引き続き支援。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		(成長分野への大学・高専の学部再編促進等) ｆ．デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を 2032 年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
○国立大学法人の寄附金収入増加【再掲】 【2021 年度から 2025 年度までに、年平均５％の増加】 ○研究大学における、35～39 歳の大学本務教員数に占めるテニュア教員及びテニュアトラック教員の割合【再掲】 【2025 年度までに、2019 年における割合の１割増以上】 ○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上【再掲】 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たり TOP10％論文数について、加重平均が前年度より増加】	○監事を常勤化した国立大学法人の割合 【2026 年度までに 100%】 ○経営判断への活用に向けて、決算情報と教育研究等の成果実績等の比較分析を実施する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】 ○中長期的に目指すべき理想の年代構成を定め実績とともに公表する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】	**５－２．国立大学改革の加速**			
		ａ．ガバナンス体制の改善、会計制度・会計基準の改善、人事給与マネジメント改革の推進等の国立大学改革を進める。(2027 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標を開発する。 【2023 年度中に設定】	○大学等における、主に社会人を対象としたプログラム提供割合 【増加】 ○実務家教員を育成するための大学等における研修プログラムの修了者数【増加】 ○社会人の学びのポータルサイト「マナパス」に掲載されている大学・専修学校等の社会人向けプログラム数 【増加】 〇学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合 【減少】	**５－３．リカレント教育の推進**			
		ａ．大学等を活用した産学連携による実践的・専門的な教育プログラムの開発・拡充を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｂ．リカレント教育を支える専門人材(実務家教員)の育成を行う。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｃ．リカレント教育推進のための学習基盤の整備(社会人の学びのポータルサイトの充実等)を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
○定員充足率 80%未満で赤字経営となっている大学について ①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※定員充足率 80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均： 2021 年度：155 千円 (全大学平均：136 千円) ②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少	○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2022 年度予算：▲６％～＋６％ (※2018 年度予算：▲２％～＋２％) 【―】 ○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率 90%未満の私立大学の割合 【2023 年度までに 13.1%】 ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数 【2023 年度までに 18 校】	**６．私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化**			
		ａ．2019 年度に行ったメリハリある配分強化(定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等)の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｂ．私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。 《所管省庁：文部科学省》	→		

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生の就職・進学率の状況 【―】 ※高等教育の修学支援新制度は2020年度開始のため、同制度を利用して進学した支援対象学生が初めて就職する2024年に調査を実施し、目標値を設定	○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のＧＰＡ(平均成績)等の状況 【(目標)前年度の支援対象学生のうち、ＧＰＡ等下位１/４の割合：25%を下回る】 ○住民税非課税世帯の大学等への進学率の状況 【(目標)住民税非課税世帯の大学等への進学率：前年度実績以上】 ※引き続き検証を行い、必要に応じてＫＰＩを更新	**７．学生への修学支援の重点的・効率的な実施**			
		ａ．大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｂ．高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況の検証を行い、機関要件の厳格化を図りつつ、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大する。 ｃ．ライフイベント等もふまえ柔軟に奨学金を返還できるよう減額返還制度を見直すとともに、在学中は授業料を徴収せずに卒業(修了)後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を大学院段階において創設する。 《所管省庁：文部科学省》	→ →	→ →	→ →
○留学生交流に関する状況 ※次期教育振興基本計画、教育未来創造会議等における検討状況を踏まえ、指標等を検討。	○留学生交流の推進に係る取組の状況 ※次期教育振興基本計画、教育未来創造会議等における検討状況を踏まえ、指標等を検討。	**8．国際的な学生交流の推進**			
		ａ．高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組の促進や学位を取得する長期留学、大学間交流協定等に基づく短期留学の支援などを推進するとともに、若者の海外留学を官民協働で後押しする「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」を発展的に推進する。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｂ．戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図るため、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標

教育政策における外部資源の活用やＰＤＣＡサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)の結果を政策立案または予算要求・査定の際に参照している割合　※2020 年度：都道府県：83.0%、指定都市：85.0%、市区町村：70.7%→2024 年度：100%

・全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をＰＤＣＡサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)において、定量的指標を盛り込んでいる割合 【2024 年度までに 100%】 ○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 【2022 年度までに 100%】	○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 【2025 年度までに 25 件】 ○調査データの二次利用件数 【2025 年度までに 340 件】 ○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 【2022 年度までに 100%】 ○中学校卒業段階の英語力ＣＥＦＲ Ａ１相当以上、高校卒業段階の英語力ＣＥＦＲ Ａ２相当以上の割合 【2022 年度までに中・高ともに 50%以上】	**９．ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるＰＤＣＡサイクルを確立**			
		(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたＥＢＰＭの加速) ａ．次期教育振興基本計画の策定を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるＰＤＣＡサイクルを構築。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｂ．学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやＧＩＧＡスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｃ．次期教育振興基本計画(2023 年度～)への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｄ．１人１台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｅ．全国学力・学習状況調査に関して、国によるデータ貸与の取組をより一層周知するとともに、自治体における取組も促進。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　１．少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｆ．これまでに実施した全国学生調査の結果を有識者会議において分析し、本格調査の設計に取り組み、2024 年度に本格的な調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	
		ｇ．地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｈ．英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｉ．自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｊ．児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2024 年度に情報活用能力調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｋ．調査結果を取りまとめ、今後の施策に活用。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　２．イノベーションによる歳出効率化等

政策目標

科学技術・イノベーション政策においてエビデンスに基づく政策立案等を図りながら、官民をあげて研究開発等を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0 やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、「科学技術立国」の実現につなげる。
・世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上(2019 年度は第７位)
※評価指標の変更により、順位が変動する可能性がありうる
・被引用回数トップ 10%論文数の割合の増加　(現状値 2018-20 年:8.2%)
・企業等からの大学・公的研究機関への投資額
※2025 年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を３倍増→「第６期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は 2025 年度までに、対 2018 年度比で約７割増加(2018 年度実績：884 億円、2025 年度目標値：1,467 億円)

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出 ※官民の研究開発投資の総額 【2025 年度まで５年間で：約 120 兆円】 ※企業価値または時価総額が 10 億ドル以上となる未上場ベンチャー企業または上場ベンチャー企業創出数 【2025 年度までに 50 社】 ※研究力の多角的な評価・分析のため、以下の３つの観点から新たな指標群を開発中。 ①科学研究力(論文、サイエンスマップ等) ②研究環境(研究時間、ダイバーシティ等) ③イノベーション創造関連(産学連携等)	○エビデンスシステム(ｅ―ＣＳＴＩ)の分析結果の活用 【政策議論の場での分析内容の活用回数：年間 12 回(2020・2021 年度実績の平均値)以上】	**１０．科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、ＥＢＰＭ化を含め予算の質の向上を図る。** ａ．エビデンスシステム(ｅ―ＣＳＴＩ)を継続的に機能拡充することで、効果的な科学技術・イノベーション政策の立案を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

文教・科学技術　２．イノベーションによる歳出効率化等

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】	○大学等における民間企業からの共同研究の受入額 【2025 年度までに 2018 年度比 7 割増】 ※2018 年度：884 億円 ○ＳＩＰにおけるマッチングファンド率 ※2020 年度の中間評価時点ですでにマッチングファンド率 50%以上であった課題に加えて、その後、マッチングファンド方式が適用され、マッチングファンド率が 50%以上となった課題を含む(2021 年度、2022 年度)。 ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。 ※次期ＳＩＰの制度設計に関する検討を踏まえて、上記に反映予定。 ○ＰＲＩＳＭにおける民間からの資金等(人・物・資金)の受入状況 【民間資金の受入を国費の約４分の１以上】	**１１．国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてＳＤＧｓ等の社会的課題解決に資する研究開発を推進**			
		(戦略的イノベーション創造プログラム(ＳＩＰ)) ａ．「次期ＳＩＰ制度設計等に係る有識者検討会議」においてマッチングファンドも含めた制度設計を検討し、2022 年度中に運用指針等に反映を行う。当該運用指針等に基づき、2023 年度から開始の次期ＳＩＰの各課題においてマッチングファンドを推進する。(2027 年度まで) ※ＳＩＰにおけるマッチングファンドとは、ＳＩＰの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率＝民間貢献額/(国からの委託費＋民間貢献額) 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		(官民研究開発投資拡大プログラム(ＰＲＩＳＭ)) ｂ．2020 年度の中間評価、2022 年 11 月に決定した「今後のＰＲＩＳＭのあり方に係る見直し方針」を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。(2027 年度まで) 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】	○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率 【2023 年度までに 100%】 ○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 【2023 年度までに共用システムを構築した研究組織数を 130 にする】	**１２．大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る**			
		(大型研究施設の整備及び産学官共用の促進) ａ．次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023 年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		ｂ．世界最先端の大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を着実に実施。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　２．イノベーションによる歳出効率化等

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		(大学等の研究設備・機器等の共用) ｃ．大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み(コアファシリティ)を構築。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】	○大学等における民間企業からの共同研究の受入額【再掲】 ○40 歳未満の大学本務教員の数 【2025 年までに１割増加(2019 年度 41,072 人)】 ○大学等教員の職務に占める学内事務等の割合 【2025 年度までに半減(2017 年度時点、18%)】 ○ＳＢＩＲ制度に基づくスタートアップ等への支援 【2025 年度までに 570 億円】	**１３．経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、第６期科学技術・イノベーション基本計画の着実な推進を図り、「科学技術立国」の実現を目指す**			
		ａ．ＳＴＥＡＭ人材育成施策を実施するとともに、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づいた、博士後期課程学生への経済的支援の充実や若手研究者が研究に専念できる環境の確保等の支援策に取り組む。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		ｂ．スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援や新しい日本版ＳＢＩＲ制度の促進など、スタートアップ創出・成長の支援等、イノベーション・エコシステムの形成に向けた取組の推進。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		ｃ．総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会において、基本計画の進捗状況を適切に把握する。あわせて、エビデンスに基づく政策立案等を図りながら、2022 年中に新たな指標の開発を行う。開発した指標をモニタリングし、我が国の研究力の多角的な分析を行い、若手研究者の支援など具体的な施策の検討につなげる。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

文教・科学技術　２．イノベーションによる歳出効率化等

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	※国際卓越研究大学の選定結果等を踏まえて、指標等を検討。	ｄ．世界最高水準の研究大学の実現に向け、2021 年度末から運用を開始した大学ファンドの運用益から支援を行うため、2023 年度より段階的に支援対象大学を審査し、合議体の設置等のガバナンス変更を行った上で、2024 年度以降に支援を開始する。また、国際卓越研究大学から規制緩和等を提案する機会を設けるなど、双方向型のコミュニケーションを行う環境を整備する。運用にあたっては、リスク管理体制を含めた体制整備を継続的に進める。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、文部科学省》	→	→	→
	※「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」について、科学技術・学術審議会大学研究力強化委員会の議論や補正予算の状況等を踏まえて、指標等を検討。	ｅ．日本の研究力底上げのため、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が自身の強みや特色を十分に発揮し、社会変革を牽引することを目指し、2022 年２月に策定した「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」に基づいた支援を着実に推進するとともに、当該パッケージを順次改定する。 《所管省庁：内閣府、文部科学省》	→		
	※国際頭脳循環に関する調査等を踏まえて、指標等を検討。	ｆ．若手研究者の派遣・受入れといった研究交流を推進するとともに、国内外の優秀な研究者や、次世代の研究者が、日本で研究をしたいと思えるような、国際頭脳循環のハブとなる世界トップレベル研究拠点形成を推進する 。さらに、国際科学トップサークルへの参画を促進しつつ、我が国の次世代のトップ研究者を育成するため、国際共同研究を推進する。 《所管省庁：内閣府、文部科学省》	→	→	→

文教･科学技術　３．民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及･発展

政策目標

東京オリンピック･パラリンピック大会のレガシーを継承し、全ての国民が気軽にスポーツできる環境を整備し、スポーツの価値を実感できる社会を実現するとともに、民間資金等の一層の活用により、スポーツの成長産業化･地域スポーツの普及･発展を図る。
･スポーツ実施率の向上【成人や障害者の週１回以上のスポーツ実施率：2026 年度に 70%、40%程度(2021 年度：成人 56.4%、障害者 31.0%)】
･企業等からスポーツ機関への投資額　※スポーツの市場規模【2025 年までに 15 兆円】

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○スポーツを通じた健康増進への貢献 【成人の１回30分以上の運動を週２回以上、１年以上継続して実施する割合の増加】 ※2019 年度： （20 歳～64 歳）男性 23.5%/女性 16.9% （65 歳以上）男性 41.9%/女性 33.9% ○スポーツ市場規模の拡大 【2025 年までに 15 兆円】 ※2018 年：約９兆円	○身近なスポーツ環境の整備 幼児期から大人、障害者等も含めて多様な主体が参加できる総合型地域スポーツクラブ等の整備状況 【2026 年度までに、全都道府県で登録･認証制度の運用開始】 ※2022 年度：登録制度は開始、認証制度については未開始 ○スポーツを通じた健康増進 「Sport in Life」コンソーシアムにおけるスポーツを通じた健康増進に係る取組状況 【2026 年度までに 3000 団体が加盟】 ※2021 年度(9 月末時点)：2,034 団体 ○スポーツ･健康まちづくりに取り組む自治体の状況 【2026 年度までに 40%】 ※2021 年度：15.6% ※スポーツによる地域の経済活性化や住民の健康増進等のまちづくり施策に総合的に取り組み、その推進体制を構築した自治体数の増加を促進	**14．民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進**			
		(ポストコロナのスポーツ政策) ａ．2022～2026 年度の第 3 期スポーツ基本計画のもと、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点も含め、多様な主体のスポーツ機会を創出し、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに、スポーツを通じた健康増進や地方創生の推進、スポーツの成長産業化による市場規模の拡大に向けた取組を推進。(2026 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		(持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備) ｂ．少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、2023 年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向けた取組を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施) ｃ．総合型地域スポーツクラブの設置の促進や、登録基準を具備していると認められるクラブを登録クラブとして認定する制度や規定のタイプ(「介護予防」、「子育て支援」等)別の認証基準を具備していると認められるクラブを認証する制度を構築し、その推進を図る。(2026 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　３．民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	○まちづくりや地域活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数 【2025 年までに 20 拠点】 ※2020 年度：９拠点	(スポーツを通じた健康増進) ｄ．自治体や企業等における住民や従業員のスポーツ実施の機運醸成に向けて、「Sport in Life」コンソーシアムにおける普及・啓発の取組など、大学等との連携によるスポーツを通じた健康増進に係るエビデンスの収集・発信を推進。(2026 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		(スポーツを通じた地方創生の推進) ｅ．スポーツによる住民の健康増進や地域の経済活性化等の、スポーツ・健康まちづくりの取組増加に向けて、自治体の意識改革を促進。(2026 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		(スポーツ施設の運用における民間活力導入の推進) ｆ．スポーツ施設の運用における民間の資金・ ノウハウを活用したＰＰＰ／ＰＦＩの取組を先進事例の提供により推進。(2026 年度まで) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		(スタジアム・アリーナ改革や新ビジネス創出を通じたスポーツの成長産業化の推進) ｇ．民間活力の導入による施設単体の収益向上を図るとともに、スタジアムやアリーナを拠点とした賑わいの創出や地域活性化などの経済の好循環に繋がる取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｈ．ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びＫＰＩ対象施設の選定・先進事例の拡大。スタジアム等の効果検証・手法の普及。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｉ．新ビジネスの創出に向けたＤＸの推進やオープンイノベーションを推進するプラットフォーム構築を支援。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

文教・科学技術　４．官民一体となった文化の振興

政策目標

文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。
・2025 年の文化の市場規模：18 兆円(GDP 比３%程度)

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 【2018-20 年度の平均：5.2%→上昇】 ○国立美術館・博物館の寄付金受入額 【2019-21 年度の平均: 国立美術館・国立文化財機構の受入額合計約 15 億円→増加】 ○文化の市場規模 【2025 年までに 18 兆円(ＧＤＰ比３%程度)に拡大】 ※2022 年度中の策定を目指している第２期文化芸術推進基本計画等を踏まえ、改革工程表 2023 においてＫＰＩを更新	○国立美術館・博物館の自己収入の増加 【毎年度、前年度実績を上回る】 ○文化施設の入場者数・利用者数の増加 【2017 年度：約 1.4 億人→増加】 ○アート市場規模の拡大 【2027 年までに世界市場の７%に拡大】 ※2022 年度中の策定を目指している第２期文化芸術推進基本計画等を踏まえ、改革工程表 2023 においてＫＰＩを更新	**１５．民間資金を活用した文化施策の推進**			
		(民間資金等による文化財の保存・活用の推進) ａ．文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金等による文化財活用方策を検討・実施。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(国立美術館・博物館の機能強化) ｂ．民間企業と連携した取組や先端技術を活用したコンテンツの充実、データの活用等を推進し、経営面等における国立美術館等の機能強化に努める。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		ｃ．国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(アート市場の活性化) ｄ．日本におけるアートの活性化に資する取組を推進するとともに、好事例を発信。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(簡素で一元的な権利処理方策の実現) ｅ．ＤＸ時代に対応するため、コンテンツの利用に関する多数の権利者の許諾について、簡素で一元的に権利処理できるような制度を検討し、2023 年通常国会での関連法案の提出を図る等の所要の措置を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》	→		

文教･科学技術　４．官民一体となった文化の振興

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
		(ポストコロナの文化政策) ｆ．2022 年度中の策定を目指している第２期文化芸術推進基本計画と合わせて、ポストコロナ時代にふさわしい新たなＫＰＩの設定や取組を検討･実施。(2022 年度内) 《所管省庁：文部科学省》	→		

５．歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

歳出改革等　１．先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

政策目標

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

(再掲)
○糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進(社保-16)
○認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供(社保-17)
○企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進(社保-28)
○保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-29)
○元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開(社保-34)
○国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-42ⅱ)
○効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-５)
○総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開(社資-６)
○持続可能な多極連携型まちづくりの推進(社資-11)
○水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-５)
○下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進(地財-６)

歳出改革等　２．インセンティブ改革（頑張る系等）

政策目標

官民連携を通じた社会課題の効果的な解決を期し、国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○成果連動型民間委託契約方式(ＰＦＳ)を活用した事業の実施件数 【2023 年度から 2025 年度までの間に 90 件以上】 ○重点３分野でのＰＦＳ事業を実施した団体数 【2023 年度から 2025 年度までの間に 60 団体以上増加】 ○先導的なＰＦＳ事業の実施件数 【2023 年度から 2025 年度までの間に増加】	○地方公共団体において新たに実施の検討が開始されたＰＦＳ事業の件数 【2023 年度から 2024 年度の間に 300 件以上】	**１．成果連動型事業の普及促進**			
		ａ．令和４年度中に新たに策定する成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプランに基づき、成果連動型民間委託契約方式(ＰＦＳ)の普及を促進する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省》	→	→	→
		ｂ．ＰＦＳの導入に資する地方公共団体向けの共通的ガイドラインを改訂する。 《所管省庁：内閣府》	→		
		ｃ．地方公共団体のＰＦＳ事業の案件組成に関し、導入可能性の調査、案件形成を分野横断的に支援する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		ｄ．ＰＦＳ案件形成に資するエビデンスの定期的な発信するほか、地方公共団体等の求めに応じて国が所管事業において蓄積しているエビデンスを検索して提供する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		ｅ．ＰＦＳポータルサイトや地方公共団体向けセミナー等を通じた情報発信を行うほか、ＰＦＳの活用経験がある官民の専門家が中心となってＰＦＳの普及促進を進める。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
		ｆ．委託費の成果連動部分やＳＩＢ実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。とりわけ、社会的インパクト投資資金の呼び込みを期し、複数年にわたる支援の充実や中間支援組織等との連携を促進する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

歳出改革等　２．インセンティブ改革（頑張る系等）

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		ｇ．地方公共団体が実施してきた従来の委託事業に留まらず、民間を始めとする他の主体が中心となって取り組むＰＦＳ事業を促進する方策について検討する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、金融庁》	→		

○予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備(社保-20)
○保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等(社保-29)
○第８期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第９期計画期間に向けた必要な検討(社保-45)
○国保の普通調整交付金について見直しを検討(社保-51)
○ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランの推進(社資-７)
○優先的検討規程の策定・運用(社資-８)
○ＰＰＰ／ＰＦＩ推進のための地方公共団体への支援(社資-９)
○地方交付税(地方創生推進費(仮称))について改革努力等に応じた配分の強化を検討(地財-15)
○私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-６)

歳出改革等　３．見える化

政策目標

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】	○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、見える化項目 【増加】	**２．経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース**			
		ａ．ＲＰＡ等を活用したデータ整備の効率化を進め、よりスピーディーなデータ更新に努める。2022 年に実施した地方自治体へのアンケートの結果を踏まえ、更なるデータ拡充や見える化関連ＨＰの機能・コンテンツ両面での改善を進め、その広報も行う。2024 年度に再度アンケート調査を行い、更なる改善を図る。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

(再掲)
○地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討(社保-42ⅰ)
○国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)(社保-42ⅱ)
○介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進(社保-44)
○インフラデータの有効活用(社資-３)
○総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開(社資-６)
○持続可能な多極連携型まちづくりの推進(社資-11)
○既存ストックの有効活用(社資-12)
○地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開(地財-９)
○国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進(地財-10)
○地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる(地財-16)
○教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し(文教５-１)
○私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化(文教-６)
○ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるＰＤＣＡサイクルを確立(文教-９)
○科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、ＥＢＰＭ化を含め予算の質の向上を図る(文教 10)

歳出改革等　４．公的サービスの産業化

政策目標

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

(再掲)
○予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進(社保-27)
○ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランの推進(社資-７)
○優先的検討規程の策定・運用(社資-８)
○ＰＰＰ／ＰＦＩ推進のための地方公共団体への支援(社資-９)
○先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映(地財-１)
○成果連動型事業の普及促進(歳出-１)

歳出改革等　５．既存資源･資本の有効活用等による歳出改革

政策目標

財政が厳しい中にあっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源･資本の有効活用等による歳出改革を進める。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○電波利用料対象事業について設定するＫＰＩ(道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等)		**３．電波利用料について、その収入を増加させる方法を検討し、将来必要となる投資などに有効活用**			
		ａ．電波利用料制度の見直しを実施。 《所管省庁：総務省》			→
		ｂ．ＩＣＴインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。 《所管省庁：総務省》	→		
		ｃ．電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 《所管省庁：総務省》		→	

歳出改革等　５．既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		４．官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等			
○累積損失解消のファンド数・割合	○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合	ａ．「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(令和２年 11 月 20 日一部改正)に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいＫＰＩに基づく評価やＳＤＧｓ等への取組の推進等を行う。 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融資分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表(５月まで)。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。さらに、抜本的な見直しの結果、組織形態が維持される場合でも、見直しによる成果が上がらないときには、各官民ファンド及び監督官庁は、他の機関との統合又は廃止を前提に具体的な道筋を検討する。 《所管省庁：官民ファンド監督官庁及び財務省》	→		

(再掲)
○ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランの推進(社資-７)
○優先的検討規程の策定・運用(社資-８)
○ＰＰＰ／ＰＦＩ推進のための地方公共団体への支援(社資-９)
○既存ストックの有効活用(社資-12)
○所有者不明土地等の有効活用(社資-13)

歳出改革等　6. 公共調達の改革

政策目標

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額 【増加】 ○判定基準を超えたプロジェクト管理対象装備品等の品目数 【減少】 ○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数 【増加】 ○インセンティブ契約適用による低減額 【増加】	○各種取組による装備品取得経費の縮減額 【増加】 ○プロジェクト管理対象装備品等の品目数 【増加】 ○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数 【増加】 ○インセンティブ契約の適用件数 【増加】 ○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数 【増加】 ○企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数 【増加】	**５．防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等**			
		ａ．企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。(2025 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：防衛省》	→	→	→
		ｂ．プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。(2025 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：防衛省》	→	→	→
		ｃ．各国との防衛装備・技術協力を推進する。 《所管省庁：防衛省》	→		

(再掲)
○ＩＣＴの活用(i-Construction の推進)(社資-１)
○インフラデータの有効活用(社資-３)
○効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-５)

歳出改革等　７．多年度にわたる基金事業のＰＤＣＡ強化

政策目標

事業の継続性が見通せないために、民間活力を巻き込めず、経済財政効果が限定される等といった単年度予算の弊害の是正に向けて、基金を活用し多年度にわたり取り組む事業について、ＰＤＣＡ強化による事業プロセスや成果に対する説明責任と透明性の向上を通じて、予算における継続性の担保や政府の計画やコミットメントを確保し、ワイズスペンディングの徹底と投資効率の向上に結び付ける。

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
―	○改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業のうち、 ･「事業の進捗及び定量的指標の定期的な点検･評価」が適切に行われている基金事業数 ･「四半期ごとの支出状況と基金残高」を適切に公表している基金事業数 ･「進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映」がされている基金事業数 ･「外部専門家の知見を取り入れる仕組み」を活用している基金事業数	**６．多年度にわたる基金事業のＰＤＣＡ強化**			
		ａ．改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業について、引き続き、同工程表の要素を含むＰＤＣＡの枠組みに沿った事業を実施するとともに、「新しい資本主義」の実現に向けて新たに開始された基金事業のＰＤＣＡ強化にも取り組む。 《所管省庁：各府省庁》	→	→	→
		ｂ．改革工程表 2021 で示された分野の対象となる基金事業のＰＤＣＡに関する取組状況を 2023 年度上半期にフォローアップする。 《所管省庁：内閣府、各府省庁》	→		

歳出改革等　８．その他

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○政府統計の総合窓口(ｅ―Ｓｔａｔ)でのデータベース利用件数 【増加】 ○政府統計の総合窓口(ｅ―Ｓｔａｔ)でのＡＰＩリクエスト件数 【増加】	○政府統計の総合窓口(ｅ―Ｓｔａｔ)で提供する統計情報データベースの登録データ数 【25 万件(累計)(2025 年度末)】	**７．高度利用型統計データの整備**			
		ａ．政府統計の総合窓口である「ｅ―Ｓｔａｔ」に掲載される統計データについて、令和４年度までに策定した統計データの整備に係る基本方針及び関係ガイドラインに沿ってデータ整備を行い、基幹統計をはじめとする統計データについて、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進める。 (2025 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、各府省庁》	→	→	→
○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数	○点検・評価結果の件数 ○統計業務相談の件数	**８．政府統計の改善、統計リソースの確保**			
		ａ．「公的統計の総合的な品質向上に向けて」(令和４年８月10 日統計委員会建議)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2023～2027 年度)に基づき、集中的な統計改革を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》	→	→	→
○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数 【3,200 人(2025 年度末)】 ○統計分析講習会(中央及び地方)の修了者数 【18,000 人(2025 年度末)】	○統計研修の年間修了者数 【増加】 ○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の開催回数 【95 回(2025 年度末)】 ○統計分析講習会(中央及び地方)の開催回数 【330 回(2025 年度末)】	**９．地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上**			
		ａ．実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、ＲＰＡ等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。 《所管省庁：総務省、各府省庁》	→	→	→
		ｂ．前年度のＲＰＡ等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。 《所管省庁：総務省、各府省庁》	→	→	→
○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数(調査対象数×項目数) 【増加】 ○ｅ―Ｓｔａｔに掲載している業務統計のアクセス件数 【増加】	○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数 【増加】 ○e―Ｓｔａｔに掲載している業務統計の数 【増加】	**１０．統計への二次的な活用の促進**			
		《所管省庁：総務省、各府省庁》	→	→	→

歳出改革等　８．その他

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○各府省での機動的で柔軟な政策形成・評価の実践 【増加】	○行政改革推進本部事務局による各府省のＥＢＰＭの推進に対する支援の状況(相談・助言対応数、府省横断勉強会等研修開催数) 【増加】	**１１．客観的データに基づくＰＤＣＡサイクルとＥＢＰＭを確立**			
		ａ．行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどでＥＢＰＭに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める。 (2025 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房》	→	→	→
		ｂ．経済・財政一体改革エビデンス整備プランに基づき、新経済・財政再生計画改革工程表におけるエビデンス構築を進め、その成果を改革工程表の改定に反映する。 《所管省庁：内閣府、各省庁》	→	→	→
－	－	**１２．補助金交付等の手続きを見直し**			
		ａ．補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続を抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和５年度予算及び今後の政策立案に反映する。 《所管省庁：内閣官房、内閣府、各府省庁》	→		
－	－	**１３．公益法人の利便性の向上**			
		ａ．公益法人制度について、公益法人の活動を活性化する観点から「公益性の認定の基準」及び国民の信頼確保のための「自律的ガバナンスや説明責任」について検討し、必要な対応を行う。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
－	－	**１４．学校法人制度のガバナンスの更なる強化**			
		ａ．公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、令和５年通常国会において法案を提出し、必要な制度改正を行う。 《所管省庁：文部科学省》	→		

歳出改革等　８．その他

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
－	－	**１５．日本語教育推進体制の更なる強化**			
		ａ．日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度の創設について、令和５年通常国会に法案を提出する 。 《所管省庁：文部科学省》	→		
－	－	**１６．業務効率化・デジタル化等働き方改革の推進**			
		ａ．「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和３年１月 29 日一部改正)を踏まえ、業務見直しに係る優良事例の横展開等を実施するとともに、各府省等におけるテレワーク環境の整備、デジタルツールの導入、勤務時間管理のシステム化等を推進する。また、人事院主催の「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の議論を踏まえ、柔軟化されるフレックスタイム制の活用等を推進する。 《所管省庁：内閣官房》	→		
－	－	**１７．国家公務員における人材の戦略的な確保・育成策**			
		ａ．採用試験の受験者拡大や中途採用の円滑化のための採用広報活動等の取組の推進や採用試験の見直し、リスキリングの現状把握等を進めるとともに、人材の確保・育成策について、府省等ごとの考え方や具体策を明らかにした上で戦略的に展開するための取組を推進する。 (2025 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房》	→	→	→
○Well-being に関連するＫＰＩ・参考指標を設定している基本計画等の数 【維持または増加】	○満足度・生活の質を表す指標群掲載ページの月平均アクセス回数 【増加】	**１８．満足度・生活の質を示す指標群の構築**			
		ａ．人々の満足度(Well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→

歳出改革等　８．その他

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工程(取組･所管府省、実施時期)	23	24	25
○満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方公共団体数 【増加】		ｂ．Well-being に関する関係府省庁連絡会議を通じて、Well-being に関連するＫＰＩ・参考指標等の情報共有を行い、優良事例の横展開をはかる。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→